

第百五十一回国
参議院法務委員会會議録第七号

平成十三年五月二十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

本田 良一君

補欠選任

竹村 泰子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

日笠 勝之君

石渡 清元君

久野 恒一君

江田 五月君

魚住裕一郎君

福島 瑞穂君

委員

青木 幹雄君

岩崎 純三君

岡野 裕君

佐々木知子君

斎藤 十朗君

竹山 裕君

中川 義雄君

吉川 芳男君

小川 敏夫君

千葉 景子君

橋本 敦君

林 紀子君

平野 貞夫君

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

森山 眞弓君

横内 正明君

法務大臣政務官 中川 義雄君

最高裁判所長官代理者 金築 誠志君

最高裁判所事務 千葉 勝美君

総局人事局長 加藤 一字君

最高裁判所事務 阪田 雅裕君

兼最高裁判所事務 吉村 博人君

総局行政局長 五十嵐忠行君

常任委員会専門 但木 敬一君

員 都築 弘君

政府参考人 房村 精一君

内閣法制局第一 山崎 潮君

部長 古田 佑紀君

警察庁長官官房 鶴田 六郎君

総括審議官 吉戒 修一君

警察庁刑事局長 中尾 巧君

法務大臣官房訟 書上由紀夫君

務総括審議官 清水 潔君

法務大臣官房司 中島 正治君

法法制部長 篠崎 英夫君

法務省民事局長 房村 精一君

法務省矯正局長 山崎 潮君

法務省人権擁護 古田 佑紀君

局長 鶴田 六郎君

法務省入国管理 吉戒 修一君

局長 中尾 巧君

公安調査庁長官 書上由紀夫君

文部科学大臣官 清水 潔君

房審議官 中島 正治君

厚生労働省医政 篠崎 英夫君

局医事課長 房村 精一君

厚生労働省健康 山崎 潮君

局長 古田 佑紀君

本日、大臣政務官 鶴田 六郎君

政府参考人の出席要求に関する件 吉戒 修一君

○法務及び司法行政等に関する調査 (司法制度改革に関する件)

(民事・刑事の基本法制の整備に関する件)

(最近の不法入国事件及び不法入国者等の防止対策に関する件)

(「らい予防法」違反国家賠償請求事件判決に関する件)

(人権救済制度の在り方に関する件)

(選択的夫婦別氏制度導入に関する件)

(矯正施設における接見交通権に関する件)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久野恒一君 おはようございます。自民党の久野恒一でございます。

私は、法律には全く無知と云っていいくらい素人でございます。したがって、きょうの質問も多少ピンとがずれるかも知れませんが、

視点でもって質疑をさせていただきます。多少質問がずれましたら、御容赦願いたいと思っております。

国民の立場で大臣もお答えになつていただきたい。そういう気持ちでもって質問させていただきます。

十七日、大臣が所信表明の演説をなされました。その中でも、重要施策説明の中で、まず第一に、我が国社会が事後監視・救済型社会へ急速に転換する中で、政府全体として、行政改革等の諸改革の推進とあわせて、司法機能の質的、量的な充実強化を図るための司法制度改革を推進することが急務であると述べられました。この点は私も全く同意見でございます。来月には司法制度改革審議会における最終的な意見が取りまとめられ内閣に提出される予定のことでございます。これを受けとめ、さらに新たな時代の司法制度の実現に向けた取り組みが進められていくものだと思います。

そこで、司法制度改革について幾つかお尋ね申し上げたいと思います。

司法制度改革につきましましてはさまざまな課題が指摘されているところがございますけれども、国民は裁判が遅いということに強い不満を持ってい

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十七日、本田良一君が委員を辞任され、その補欠として竹村泰子さんが選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に警察庁長官官房総括審議官吉村博人君、警察庁刑事局長五十嵐忠行君、法務大臣官房長但木敬一君、法務大臣官房訟務総括審議官都築弘君、法務省民事局長山崎潮君、法務省矯正局長古田佑紀君、法務省人権擁護局長中尾巧君、公安調査庁長官書上由紀夫君、文部科学大臣官房審議官清水潔君、厚生労働大臣官房審議官佐藤忠春君、厚生労働省医政局医事課長中島正治君及び厚生労働省健康局長篠崎英夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○政府参考人の出席要求に関する件

本日、大臣政務官

政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(司法制度改革に関する件)

(民事・刑事の基本法制の整備に関する件)

(最近の不法入国事件及び不法入国者等の防止対策に関する件)

(「らい予防法」違反国家賠償請求事件判決に関する件)

(人権救済制度の在り方に関する件)

(選択的夫婦別氏制度導入に関する件)

(矯正施設における接見交通権に関する件)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久野恒一君 おはようございます。自民党の久野恒一でございます。

私は、法律には全く無知と云っていいくらい素人でございます。したがって、きょうの質問も多少ピンとがずれるかも知れませんが、

視点でもって質疑をさせていただきます。多少質問がずれましたら、御容赦願いたいと思っております。

国民の立場で大臣もお答えになつていただきたい。そういう気持ちでもって質問させていただきます。

十七日、大臣が所信表明の演説をなされました。その中でも、重要施策説明の中で、まず第一に、我が国社会が事後監視・救済型社会へ急速に転換する中で、政府全体として、行政改革等の諸改革の推進とあわせて、司法機能の質的、量的な充実強化を図るための司法制度改革を推進することが急務であると述べられました。この点は私も全く同意見でございます。来月には司法制度改革審議会における最終的な意見が取りまとめられ内閣に提出される予定のことでございます。これを受けとめ、さらに新たな時代の司法制度の実現に向けた取り組みが進められていくものだと思います。

そこで、司法制度改革について幾つかお尋ね申し上げたいと思います。

司法制度改革につきましましてはさまざまな課題が指摘されているところがございますけれども、国民は裁判が遅いということに強い不満を持ってい

ると思います。民事事件、刑事事件を問わず、迅速な裁判の実現が司法制度改革の中で最も重要な課題であると思はれ、思っています。大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生おっしゃるとおり、適正かつ迅速な裁判を実現することは非常に重要な課題でございます。これまでも逐次所要の措置がとられてまいりまして、前に比べれば少しづつよくなっているところでございますけれども、なお刑事の一部の重大事件や民事の一部の複雑困難な事件などに関しましては審理に長い期間を要しているという場合があります。でございます、迅速な裁判に対する国民の期待は極めて大きいものがあると思えます。

迅速な裁判を実現いたしますのは、おっしゃいますとおり、司法制度改革の中でも一番重要な、また一番わかりやすいことではないかというふうに思うわけでございまして、国民が納得できる合理的な期間の間に裁判を行っていくということが大変重要だと、全く同感でございます。

法務を所管する大臣といたしまして、司法制度改革審議会の審議結果も踏まえまして、より適切かつ迅速な裁判の実現に努めてまいりたいと思えます。

○久野恒一君 ぜひ迅速な裁判をとり行っていたきたい、そういうふう願うものでございまして。訴訟の運営のあり方、これを改善するようないろいろな方策が考えられていると思えますけれども、しかし最も重要なのはそのための人的体制の充実強化ではないでしょうか。まず、諸外国に比べて大変少ない法曹の人口を大幅に増加する必要があります。その上で、裁判官、検察官はもちろん、裁判所や検察庁の職員も大幅に増加する必要があるのではないかと、思っています。

司法に関連する分野の人的基盤の充実強化を図っていくことが必要不可欠だと思はれ、思いますが、この点について大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○国務大臣(森山眞弓君) 御指摘のとおり、迅速な裁判を実現して、国民の期待にこたえるためには、その司法を構築する人的な基盤というものを充実させなければいけないというところはもう申すまでもないところでございます。そのためには、諸外国に比べまして非常に少ない法曹人口を大幅に増加させなければならぬと思えます。裁判官とか検察官だけではなくて、それを支える裁判所の職員や検察庁の職員などにつきましてもより一層の充実強化が必要であるというふうに思っています。

法務省といたしましても、司法制度改革審議会でも大変このことを心配していただいておりますので、その最終意見を踏まえまして、このような司法の人的充実、人的基盤の充実強化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○久野恒一君 そこで、六月には、司法制度改革審議会の意見が提出された後の問題でございけれども、いよいよこれを実現していかなければならぬ段階に入ってくると思えます。司法制度改革を速やかに実現していくためには、政府全体がこれを後押しして進めていく必要があるかと思えます。

政府において、そのための強力な推進体制をつくってこの改革実現に取り組んでいただく必要があると思えます。この点について大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、司法制度改革というのは一法務省の手に負えるようなものではございませんで、政府を挙げて、みんなに協力をしていただき、実行していただくかなければならぬというふうな面が多々あるわけでございまして。司法制度改革審議会の最終意見は六月の中旬に出るという予定でございまして、その御意見を十分に尊重いたしまして、全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

その意見をいただいた後の改革実現のための体制のあり方につきましては、この検討の結果をも踏まえまして政府全体で検討していくべきことと、思っています。法務省は、当然、政府の一

員といたしまして、非常にまた深くかわつて責任のある官庁といたしまして、最大限の努力を傾注していきたいというふうに思っております。

○久野恒一君 ありがとうございます。ぜひぜひお願いしたいと思えます。

次に、民事、刑事基本法制の整備についてお伺いいたします。

民事、刑事の基本法制の整備は、透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠な基礎基盤として、基盤形成として極めて重要であります。我が国が国際競争に勝ち抜いていく、大きな発展を遂げていくためには決定的な要素となるのではないかと、思っております。

大臣は、この変革期にあつて、時代に即応した経済活動を支えるにふさわしい、かつ国民にわかりやすい民事、刑事基本法整備を行う必要があると重要施策説明に強調されておられました。具体的には民事法制、刑事法制についてそれぞれどのような問題があり、それぞれについてどのように改革していくこととなさておられるのか、お尋ね申し上げます。

○副大臣(横内正明君) 私からお答えをさせていただきます。

委員御指摘のように、民事、刑事の基本法制の整備は大変に緊急の課題でございまして、非常に力を入れて取り組んでいるところでございまして。概要を申し上げますと、まず民事の基本法制についてでございます。

特に、商法関係につきましては、国際化を初めとして企業を取り巻く環境が非常に大きく変わっている、そういう中で関係各界から改正について大変に強い要望が行われております。そういう中で、法務省としては有限会社法を含む会社法制の大幅な見直しということに現在取り組んでいるところでございまして、法制審議会の会社法部会で審議を行ひまして、ことしの四月に中間試案を公表して関係方面の意見を聞いているところでござい

います。なお、ストックオプション制度の改善、株主総会の招集通知の電子化等につきましては早急に検討を進めまして、このための商法改正案を秋の臨時国会にも提出をしたいというふうに考えております。

次に、最近、企業や個人の倒産が相次いでいるという状況から、倒産法制の整備が必要だと考えております。既に、民事再生法の関係の整備はできたわけでありまして、引き続きまして破産法についての手続の簡素化、合理化、あるいは会社更生法も含めて倒産実体法規の見直しなどを検討しております。

民法につきましても、抵当権その他の担保権の執行手続等に関する法制の見直しとか、あるいは区分所有建物、マンションの建てかえの円滑化をするための区分所有法の改正というようなことも検討をしております。このほか、民法、商法が片仮名でございまして、全面的な平仮名、口語化についても課題になっております。

また、刑事基本法制につきましては、現在、経済関係の罰則の見直し、整備を進めておりまして、法人処罰あるいは倒産犯罪や民事執行等の妨害に関する罰則の整備といったことを現在検討中でございます。

また、世界的なIT革命の推進の中にあつて、ハイテク犯罪に的確に対処する必要があると思はれ、コンピュターネットワークに関する捜査手続の整備とか、あるいはハイテク犯罪に関する罰則の整備等について現在検討を進めているところでございまして。

なお、当面の問題であります、クレジットカード等の偽造事案が多発をしておりますので、これに対する罰則の整備を行う刑法一部改正法を今国会に提出しているというのが今検討中のところでございまして。

以上でございます。

○久野恒一君 ただいま伺ったところ、覚え切れないほどお答えになられて、本当に広い範囲だと思はれます。コンピューター関係につきましては後でもつ

てまたお聞き直したいと思いますが、本当に事務量はこれは相当なものになるのではないかなというふうに思うわけでございます。非常に多岐にわたる大変な作業であるというふうに今改めて感じました。

法務省においては、平成十七年度をめぐって集中的にこれに取り組んでおられるということでございますけれども、実際にはいつごろまでをめぐって整備してできるものなのか、それを大臣にお伺い申し上げます。

○副大臣(横内正明君) 委員の御指摘のように、大変膨大な事務量になるわけでございまして、法務省としてはこの検討をするために相当な人員の充実に努めております。法務省はもちろん、他の省庁からの協力をお願いしたり、あるいは期間雇用で民間からも採用したり、そうやって優秀な人材を相当に集積いたしました。作業班をつくって現在、鋭意検討をしているところでございまして、できるだけ早くこの民事、刑事関係の基本法の整備を終えたいということで作業を進めておりますが、見通しとしては、ことしの四月から五年程度の期間を見込んで作業を進めているというところでございます。

○久野恒一君 ことしの四月から手をつけ始めて、五年間程度ということでございます。何せ、先ほど聞いたように膨大な事業でございますので、なるべく早期に決着をつけていただきたいなど、そういうふうな御苦労のほどを察し申し上げる次第でございます。

ところで、最近、話は変わりますけれども、携帯電話等による出会い系サイトの、あるいは伝言サービスなどを利用して知り合った者同士が犯罪の加害者、被害者になる事件が多発しております。御承知のように、新聞等でもって東京高裁の村木判事が携帯電話のそうしたサービスを利用して知り合った少女に対して幼児買春をしたということが報道され、また逮捕されたと報ぜられておりますけれども、そこでまず、村木判事による児童買春の概要というものを法務当局としてどういうふう

な経過になっているのか、お教え願いたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) お尋ねの事件に関する被疑事実の要旨を申し上げますと、被疑者は平成十三年一月二十日、川崎市内のホテルにおいて、当時十四歳の少女に対し、同女が十八歳未満であることを知りながら、現金二万円を供与するなどして児童買春をしたというものでございまして、東京地方検察庁におきまして、警察から事件送致を受け、現在、鋭意捜査中でございます。

○久野恒一君 このような事件が発生したことは極めて遺憾でございます。この事件につきましては今後も引き続き検察当局において事実の真相を解明すると思われましても、適切に対処されるようお願い申し上げます。また、適切な対応がとれるようお願い申し上げます。

私は、村木判事の件は許されざる問題ではあるかと思っておりますけれども、このような事件が起きるというの、もともとはこういう出会い系サイトなるものがある、そういうことに私は端を発しているのではないかなというふうな考えるわけでございます。

いわゆる迷惑メールといいますが、私もiモードを持っておりまして、このメールに一日三回も四回もかかってくるんですね。これが、聞くところによりますと、持っている者の方の支払いになってしまつて。そういうこと、お答えは必要ないですけれども、本当にこういうものを何とか取り締まっていきたいものかなというふうな感ずるわけでございますけれども、これはなかなか野放しにしていると、こういう犯罪が、中には出会い系サイトでもって行き会つて、後ろを振り向かれたら刺されちゃったなどという事件もございまして、そういうものを含めまして、何か取り締まりの対策を立てていただければなという気持ちで質問するわけでございます。

こういう出会い系サイトについて、そのほかの加害者、被害者となる事件が発生していることが報道されておりますから、私、全部調べております。

せんもので、いわゆる出会い系サイトなどが利用された事案としてどのようなものがあるのか、刑事局長にお伺い申し上げます。

○政府参考人(古田佑紀君) 私どももすべてを把握しているわけではございませんが、把握している事例を御紹介いたしますと、平成十三年に検察庁が受理した事例の中で、一つは警察官が出会い系サイト等を通じて知り合った十五歳の少女に対して現金十万円を供与する約束をして児童買春をした事件、出会い系サイト等において強盗を行う者を募集し、その者と共謀をしまして実際に強盗をしてしまったというふうな事件、十八歳の少年が出会い系サイト等を通じて知り合つて交際していた主婦を殺害するに至つた事件、会社員が出会い系サイト等を通じて知り合った十九歳の女性を殺害した事件などがあると承知しております。

○久野恒一君 そういふような事件に対しては、法務・検察当局におかれましては、この種事案に對しまして適切に対処されるようお願い申し上げます。次に、先ほど申し上げました、電子メールのやりとりについて今触れましたけれども、次にコンピュータ関係、ネットワーク関係にかかわる諸問題について幾つかお伺いさせていただきます。

IT社会あるいは高度情報通信社会の進展に伴つて、コンピュータネットワークに対して攻撃を行う犯罪とか、コンピュータネットワークを悪用して犯罪が増加するのではないかと、ネットワークがどんどん広がればそういう犯罪がだんだんふえてくるんじゃないかなと、そういうふうな危惧するものでございまして、この関連した罰則の整備という観点では、刑法においてはコンピュータ犯罪に関する規定の整備、あるいは不正アクセス禁止法云々の制定などは措置がとられているものと認識しておりますけれども、今後はさらに大規模なサイバーテロというものは入ってくるのではないかなと。

実は、私、宮脇徹介さんという人が書いた「サイバー・クライシス」という本を読ませていただいて本当に驚いてしまったことでもございますが、国家のための通信傍受は世界では常識だと、こう言っているんですね。本当に国家機密に関しても、軍事的なものには本当にもうサイバーテロでもってどんどんとハッカーが侵入してくると、そういうことが言われております。

そういう中で、こういうハイテク犯罪に対する罰則の整備とか、コンピュータネットワークに対する捜査の手続の整備に関する法務省の取り組み状況、法務省当局にお伺い申し上げます。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほど副大臣からも御答弁申し上げたところでございまして、委員御指摘のとおり、いわゆるインターネットを中心とするコンピュータネットワークの進展というものは目覚ましいものがございます。そして、経済活動、あるいは今、委員御指摘のような問題も含めて、そういうネットワークの上にいるんなことが成り立つていく社会に今転換しつつあることはもう間違いないわけでございます。

そういう中で、コンピュータネットワーク社会というのは非常に大きな特徴がございまして、一つには国境が意味をなさない、それからまたいろいろなことがデータ処理で瞬時に行われる。そういうふうな問題から、大変これまでの犯罪あるいは犯罪捜査とは違つた側面が出てくることは間違いないわけでございます。

そういうことから、今後のそういう高度情報化社会に対応するために、さまざまな刑事上の制度というのを整備していく必要があるという認識を私どもも持っております。実際に、何らかの結果が起これば犯罪として処罰できる部分というのは現行法でも相当広範囲にはなっておりますけれども、それで十分かどうかというふうな問題が一つあるわけで、そういう点を考えなければいけないと考えております。

もう一つは、実際の犯罪捜査で、先ほど申し上げましたようなコンピュータネットワークの特徴から、これまでの捜査のやり方ではなかなか難

と。禁止行為に対して、それを破った者に対してはある程度、でないところ人間だつて何だつて禁止してもとんどんやってくる人間が、研究者が出てくると思ひます。そういう意味では、大変な問題にまで発展していくんじゃないかなというふうな私、感じたもので、質問をさせていただきます。

ただいま大臣からも教えていただいたように、これからは子供の人権というものを大事にしていきたいとお答えでございます。

次に、人権擁護推進審議会の問題について触れさせていただきます。

先日、大臣は、法務省が取り組むべき重要課題の一つとして人権擁護行政の充実強化というものについて述べられました。その中で、人権救済制度のあり方について協議、審査しているということでございますが、人権擁護推進審議会の答申が今月下旬、二十五日、あしたあたり出るんだらうと思ひますけれども、これが出ましたら、大臣が述べられたように、人権の世紀と言われる二十一世紀において人権擁護行政の実施強化を図っていくことは極めて重要であると私自身も考えております。

人権問題に関する最近のあれでは、ハンセン氏病がきのう総理が上告せずということでもって決着がついたようでございますが、これまたいろいろな問題が噴出してはならないかなというふうな私は考えてはおりますけれども、いずれにいたしましても、これはこれとして総理が決めた問題でございますから、我々もともにこれからの人権差別というものを対して考えていかなければならない問題が多々あるかと思ひます。

また、マスメディアですね、報道や取材によって犯罪被害者の方々がこうもつていてプライバシーの侵害等、今後解決すべき重要な課題として考えてみますと、私は、こうした人権侵害の被害に適切に対応するために実効性ある人権救済制度というものを整備することが国の責務だと思ひております。その意味では、人権擁護推進審議会に

おいて提言されている新しい人権救済機関の創設には私は大変期待を持っておるわけでございまして、そこで重要な点となりますのが人権救済機関の組織のあり方でございます。

人権救済機関が中立公正な立場で救済を行うことができる体制を整えてほしいなというふうな思ふわけでございまして、人権救済機関の整備に当たっては政府から独立性が不可欠であることを考えますけれども、この点について法務大臣としてはどういふお考えをお持ちなのか、お尋ね申し上げます。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃいますように、人権擁護推進審議会においては、これを大変大きな課題の一つとして議論していただいてまいりました。十一月に中間取りまとめを発表されまして、その中で、政府から一定の独立性を有する人権救済機関の設立を提言しておられるようでござい

ます。審議会では、この中間取りまとめ、発表されたものに対して一般の方々からの御意見もいただきました。それらを踏まえて慎重にその後の調査審議を進めてこられました。そして、あしたにも人権救済制度のあり方についての答申をいただけるものと聞いております。

法務省といたしましては、人権擁護推進審議会の答申を最大限に尊重いたしまして、人権の世紀と言われる二十一世紀にふさわしい被害者救済制度の確立に努めてまいりたいと考えております。○久野恒一君 どうぞよろしく願ひするわけでござい

ます。ただいま大臣から述べられたように、人権救済制度の整備に当たってはもう一つの重要な点が私にはあるかと思ひます。人権救済にかかわる国際的取り組み、国際的な潮流を踏まえて実施していくことが大切ではなからうかなというふうな思ふわけでございまして、諸外国の人権救済制度について目を向けますと、近時、各国で人権救済をその重要な責務の一つとする政府によって設立された機関、これを国内人権機構と言うようであります

が、そうした機関が整備されて、しかもその整備の国際的指針も国際機関によって示されていると聞いております。

したがって、人権の世紀にふさわしい人権擁護行政を展開していくためにはそうした国際的潮流を十分踏まえることが必要であると考えるわけでござい

ますが、この点につきましては大臣のお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、人権問題というのは非常に大きな国際問題でもござい

ます。我が人権擁護推進審議会におきましては、人権救済機関のあり方について、いわゆるバリ原則というのがあるわけで、その原則や国連人権センター作成のハンドブックなど、国際的な取り組みにも十分配慮した調査審議が行われたものと承知しております。

法務省といたしましては、答申をいただきました。また最大限にこれを尊重いたしまして、人権救済制度の確立に努めてまいりたいと考えております。

○久野恒一君 ありがとうございます。ぜひそのよう

にお願ひしたいと思ひます。次に、入国管理関係についてお尋ね申し上げます。

不法入国者対策と不法滞在者対策ですね。これについて、去る五月一日に金正男氏が、その見られる人物は三名が不法入国いたしました。一部報道では、これは五月十九日の新聞報道でござい

ますので、読売新聞でございまして、これらは月刊朝鮮という韓国の雑誌だそうでございますが、この雑誌にその目的、その金正男氏らしき人物はメールでもってアメリカの某氏と連絡をとり合つて、日本でもって五月上旬に会おうということがこの月刊朝鮮に書いてると報道されておりました。その目的は、武器売買のために来たこと。これは新聞報道ですからどの辺まで本当かどうかわかりませんが、武器売買のために来られたんだとするとこれは容易ならざることであるなというふう

に思ひます。幸いなことに、パスポート偽造でもって捕まって送還されてしま

ったから事なきを得たわけでございますが、そのほか金正男氏は過去三回来たことがあるというふうにも聞いております。

こうしたことを考えますと、不法入国者を水際で防ぐ、これに対しては厳しく対処することが最も重要でありますけれども、不法入国防止のために今後どのような対策をとられるのか、入国管理局長にお尋ね申し上げます。

○政府参考人(中尾巧君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、不法入国者を水際で防止することは極めて重要なことと考えておるところでござい

ます。不法入国により退去強制をとった者の数につきましては、五年前の平成八年には四千八百人ぐらいてござい

ましたけれども、昨年は九千二百人と大幅に増加しておるところでございます。このうち、偽変造旅券等を行使する航空機による不法入国者は約六千八百人と過去最高に達しているのが現状でござい

ます。残りの約二千四百人が船舶による不法入国者でござい

ます。その態様につきましては、コンテナに潜んで不法入国をはかるなど、非常に巧妙、悪質化の傾向が進んでおるわけでござい

ます。このような現状を踏まえまして、当局といたしましては、関係諸機関と緊密な連携のもとに、不法入国者の防止対策を積極的に推進しているところでございます。特に、飛行機による不法入国者対策といたしましては、成田空港支局及び関西空港支局に偽変造文書対策室を設置いたしまして、偽変造旅券等を行使する案件に対しまして摘発強化に努めているところでござい

ます。今後も、偽変造文書鑑識機器の増配置はもとより、主要空港におきましてパトロールや海港におきまして船内サーチの充実強化等、所要の体制整備を努めながら、水際の不法入国事案の防圧に努めたいというふう

に考えているところでござい

不法滞在者につきましては、先日、大臣も二十万人いると言われておりましたが、このような不法滞在者の一部は最近凶悪犯罪をやったり組織犯罪にかかわったりいろんな事例があります。我が国の治安にも悪影響を与えております。見過ごしてはならない状況に陥っているのではなからうかなというふうに思うわけでございまして、大臣は所信の中で、二十六万人と推定されている不法滞在者等の対策を積極的に進めていくことが国民から強く求められていると述べられましたけれども、私は、まさにそのとおりで、この国民の強い要請にこたえていく必要があると考えております。

そこで、不法滞在者の対策、積極的な推進のためにどのような方策をとろうとしておられるのか、大臣の御所見をお願いいたします。

○副大臣(横内正明君) 入国管理局では、この不法に入国をする者を水際で防止するというと同時に、既に国内に入ってしまった不法滞在者を摘発してこれを減少していくことを仕事といたしております。そのために入国事前審査と上陸審査あるいは在留審査を厳格に行つていく、さらには関係機関、警察等と緊密な連携をしてこの摘発の強化に努めてきたところでございます。

しかしながら、今、委員の御指摘にありましたように、不法滞在問題というのはますます深刻化をし、また増加をしているという状況でございます。このためには従来以上に強力な、また総合的な不法滞在対策を推進していくことが必要だというふうに考えております。

とりわけ、入管行政の体制では、特に人員面と機材面の非常に不足が目立つわけでございます。とりわけ、人員の面では、諸外国と比較いたしますと、不足の状況にあるわけでございます。例えば、隣国の韓国と比べますと、韓国の金浦空港は出入国者数が千六百万人、それに対して入管職員が五百人いるわけでございます。それに対して我が国の成田空港は、出入国者数が二千四百万人と

大体五割増し多いわけですが、入管職員は三百五十人と三割方少ないです。そういうふうな外国と比べても人員の体制というものが非常に不足しているという状況でございます。

したがって、我々としては、この人的な体制それから物的な体制の充実強化というのが緊急の課題だというふうに思っております。そういう点、努力をしていきたいというふうに思っております。

○久野恒一君 確かに、行革の問題でもって人数をふやすということは非常に難しい問題があるのかと思つております。しかし、その少ない中でもつてこれをやっていかなければならぬというところも多々あるかと思つております。そういう決められた人数でもつてやらなければならぬこの日本の情勢というものを本心に悲しいことであると思つて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

実は、私、この法務委員会に入りまして、二度目でございますが、三度目になるわけでございますが、国会がですね。そういう中で、一回ほど私、いろいろな箇所に視察に行きました。とりわけ、また私が医者でございますので、医療少年院、ここへ行つたときに、人員が少なそうですね。お医者さんが九名、看護婦五名、それで二百人の人を診ている。これは何というか、もう病院ではないんじゃないかな。そこをお聞きしたら、その九名の、院長先生の一人が、二人ぐらいいたのかもわかりませんが、その人がいわく、病気になるたら外の病院へやるからいいんだよ、こういうような発言でございます。

しかし、中を見学して歩きますと、中は薄暗く、その中で本を読んでいるんですね。我々が視察しているからみんな一生懸命本を読んでいるのかどうかかわりませんが、いづれにいたしましても、あんな暗いところで本なんか読んだらかえつて目が悪くなるし、病気になるやうじゃないかな。医療少年院のところでもつて病気になるやうと、そういうような印象を受けたもの

で、私はこれについてぜひ御質問したいというふうに考えております。

この人的な、また物的な、建物ですね、この整備について法務当局といたしましてはどのように考えておられるのか、お尋ね申し上げます。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

委員御承知のとおり、医療少年院というのは心身に著しい故障のある非行少年を収容いたしまして、医療的な治療とともに教科教育あるいは生活指導といった教育的な処遇を行っている施設でございます。病院として指定されていることも事実でございます。

ただ、一般的な病院と比較した場合に、一つには、身体の疾患を有する少年につきましては成人と比べて、例えば悪性新生物とか心筋梗塞と、そういった重症疾患を有する者が比較的少ないと。それで、もし特殊な手術の必要がある場合に、つきましては外部の病院に入院させて、そこで術後の看護等についても病状が安定した段階で戻すと、そういったような取り扱いもしております。

また、もう一つの特色ということではございませうけれども、比較的精神的に障害のある者が収容されることが多いということもございまして、これにつきましては、医療部門と教育部門とが連携して対応しているところでございます。さらに、スタッフ的に見ますと医療関係者、すなわちお医者さんとか看護婦さんのほかに教官が多数配置されておりまして、少年の全生活、生活全般に深くかかわっておりまして、昼夜を問わず動静等を把握する体制になっておりまして、病状に変化があるといったときにはすぐ医療関係職員に連絡するといったような対応もできるように一応なっております。

そういったいろいろな点を考えますと、一般の病院と同じような人的体制を整えなければ適正な医療ができないという、必ずしもそういうわけではないという側面もございまして、

の人的体制につきましては、このような現状に甘んずることなく、例えば看護スタッフの共助とか、また臨床心理ですか、そういうところの専門的な資格を有しております少年鑑別所の心理学の派遣とか、いろいろな点を検討いたしまして人的体制の充実に努めてまいりたいと思つております。

それから、物的体制について申し上げますと、少年の疾病傾向もいろいろあるわけですが、そういった点を踏まえながら検査・治療機器を中心に順次更新してまいりましたけれども、引き続き努力したいと思つております。また建物の整備につきましても矯正施設の全体の計画というのがあるわけですので、そういった点を踏まえながら、これについても計画的にその促進を図ってまいりたいと思つております。

ちょっと答弁が長くなって恐縮ですが、一つだけ、先ほど関東医療のお話がありましたので若干付言させていただきます。昨十一月に当委員会御視察をいただきました。委員御指摘のとおり、非常に暗いのではないかと。調査いたしましたところ、日本工業規格に定める照度基準を一部満たさない箇所等があるということがわかりましたので、少年の読書等に支障が生じないように、採光というか光を入れることの障害になつておりました庁舎の木の剪定をするとか、あるいは照明施設の貸与ということ、できる限り明るい環境で生活できるように改善したことだけ申し添えさせていただきます。

○久野恒一君 大変いろいろと配慮なさつていらっしゃる感じがしました。が、しかし、私はもう少し、もう建物が高いですから建てかえてほしいなというのを要望したいと思つていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 先ほどもちょっと触れましたけれども、矯正施設の建物の整備、これは少年院も刑務所も全部含まれるわけですが、老朽化の著しい施設につきましては、これまで順次、改築整備を図つてきたところでございますが、医

療少年院につきましても計画的に施設整備の促進を図ってまいりたいというふうに思います。

○久野恒一君 ぜひと、財源が恐らく足らなくてできない面もあるかと思ひます。

そこで、きょう、先生方に配付した参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

少年院の場合は、この間、改正少年法が四月から実施されるようになりました。それでもつてこの表を見ていただきますと、十五歳までは年少扶養控除額ですね、サラリーマンだと扶養控除額が大体三十八万円控除されることになっております。それで、大学にかかっているようになっております、特定扶養控除額六十三万円がサラリーマンから控除されるようになっております。それから、二十三歳から六十九歳までは三十八万円と戻ります。七十歳以上、これはまた後で触れたいと思うんですけれども、何と寝たきりの人は百三十三万円も年間控除されることになっております。

まず、この年少扶養控除を本場に、これを少年院に数年間行っている間は、本来であるならば親は扶養控除とか扶養手当とか、大体三十万近くサラリーマンあるいは公務員などは扶養手当が別についております。それが大体一人約三十万円年間つきますと、控除と手当とで合わせると六十万円前後のものがその親に行っている。そういうところで、少年犯罪を起こして少年院に入ったその間は親は扶養していないわけでございます。扶養控除あるいは手当を取り除いて、それで親のペナルティーとしてそれを余分に税金として納めていただければそういう建築資金の方に充てられると思ひます。

これはこの前の委員会でも私、質問、前の前だったですね、質問したんですけれども、これ財務省の方でこの質問はちょっと問題がありということとで差し止められて質問しなかったんですけれども、きょうはあえて質問させていただきます。いろいろと行政改革をなさっていく内閣でございますので、こういうところも改正していただきたいな。

大体、扶養控除とか扶養手当とかというのは子供が正常に、健康に成長していくための報償金みたいなものでございまして、それが親のしつけの悪さあるいはそれは教育の悪さですね、それでもって少年院に行くような事犯を起こした場合はこの扶養控除というのは取つてしまふべきだとなかなか事情によつては取れない場合もあるかと思ひますけれども、原則として取るべきだというのが私の考え方でございます。これに關して、そういうものに関しましては何かお考えになっていられるでしょうか。親に対するペナルティーですね。そういう扶養控除、手当を取り除くというものを法務省としてはどういうお考えなのか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。現在の申告納税制度のもとでは、扶養親族である少年が矯正施設に収容されたことは、少年の親から申告がない限り判明しないと思われまので、御指摘のような不公平も、差が生じるかもしれないということはあるかもしれません。しかしながら、他方で、矯正施設に収容された少年やその親の情報を税務署や、源泉徴収ということもありますので、少年の親の勤務先に開示するということにつきましては、個人情報保護のといった面からやはり問題がないとは言えない点もあつた面から、また技術的にもさまざまな問題がございまして、いづれにいたしましても、私どもとしても、今後多角的な観点から研究していきたいというふうに考へております。

○久野恒一君 大体時間も過ぎたやうでございますが、あと二分ほど残つておりますので、これはもう全く法務関係とは關係ないことを申し上げます。先ほど申し上げました七十歳以上、百三十三万円年間控除されるということにつきまして、私の病院でも介護施設も病院も持つております。そういう職員もその施設に入ります。在宅にいたるときは寝たきりの人というのは百三十三万円、何回も

申し上げますけれども、扶養控除があるわけでございます。いまして、これが在宅にいたるときはそれでいいんですけれども、一たん重病になりますと病院に入ります。病院に入つて、慢性になって、療養型病床群に行つて、有料老人ホームに入るとか、いろいろ入ります。

そうしますと、扶養している手間とかいうものが省けるわけでございます。家族が手間が省ける。ところが、施設に入つちゃうと一生涯その人はずっと施設にいたることになってございまして、それで手間が省けるから、ボランティアでもつて介護休暇をもらつて、どこか手伝いに行くとかなんとかという、うちの病院ではそういうのを見て知つておりますので、実際、職員が施設に入つているのでよくわかつていますけれども、事務方から聞いたら、そこで源泉徴収やつていられるのかと、源泉徴収という扶養控除削減しているのかと、四十八万まで削減できるわけですから、同居していなければ、そうすると、その差八十五万円ですか、これが、実際には施設に預けて、その施設に預けた家庭、扶養者がそのまま黙つていて申告しないんです。病院側としても、本人が申告しないから、これはあなたのところはこうしているからカットするよというぐあいにはいかないもので、やらないわけでございます。現実これだけの年間、施設に入つていられる人たちが大体八十五万円は得しているということになるわけなんです。

ですから、こういう点を、医療がだんだん膨らんでくる、介護費用も膨らんでくる。だから皆さん、国民にも負担をしていただきたいと、こうおっしゃるんだつたら、この辺のところをちゃんと決められた法律があるわけでございますから、ぜひともそういうところを見直していただければ、恐らく二兆円あるいは三兆円になるかわかりませんが、そのくらいの数字が行くと私は思つております。

そういうことを、法務大臣とは關係ございませぬけれども、何とかそういう法律を守ればもつと税金が上がる方法があるんだということを御認識

いただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○小川敏夫君 民主党の小川敏夫でございます。

昨日、ハンセン病訴訟に対して控訴しないという政府の決定をされたさうで、大変にいいことだと思つております。冒頭からその問題に關して法務大臣と厳しい論議になるのかなと思つておりましたが、控訴しないということで、厳しい論議にはどうもならないで済みさうだと思つておりますが、法務大臣としてこの訴訟に対する所感、もういろいろな機会でも聞いておりますが、それから控訴しないということになったこの時点を踏まえて、この判決に關するあるいはハンセン病に対する賠償問題も含めて、所感をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) このたびのハンセン病問題につきましては、昨日、小泉総理大臣の歴史的な御英断によりまして全面解決への道が開かれました。

判決の言い渡し以来、元患者さんの方の苦しみとそして法務大臣としての職責との間で悩んでまいりました私といたしましてもほつとしているところでございます。高く御決断を評価したいと思つております。

この判決はハンセン病問題の重要性を改めて国民に明らかにしまして、その解決を促したという点で大変意義が深いと思ひます。

その一方で、この判決には、現行の法制度、判例の枠組みにおいて、憲法、国家賠償法、民法の解釈の根幹にかかわる法律上の問題点などが幾つかございます。このように法律上の問題点のある本判決に對しましては、法秩序の維持と国を當事者とする訴訟の統一かつ適正な処理を任務とする法務大臣といたしましては受け入れることが非常に難しいというふうにも感じまして、これらの問題点については上級審の御判断を仰がなければならぬのではないかとこのように考えたこととでございます。

しかし、我が国においてかつてとられたハンセン病患者に対する施設入所政策が多くの患者の人權に対する制限、制約となつたこと、また一般社会において極めて厳しい偏見や差別が存在していたというのが現実でございまして、本判決の指摘するとおり極めて深刻な事態でございました。

本件は、立法府が立法した法律と、その法律に基づく行政の施策によつて国みずから引き起こした極めて特殊な事案でございまして、現時点でできるだけ早く解決をしようとして、その必要があるということを考えますと、極めて異例な判断といたしまして、今回の事案に限り、国として今申し上げたような法的問題点に対する態度を明らかにした上で、本判決に対する控訴はしないで、政府として早期の統一、全面的解決を目指すのが相当であるという考えに達したのでございます。したがって、本判決につきましては控訴をしないということで、二十五日、内閣において最終決定をいただきまして、控訴しないということになりました。

その後、けさの新聞その他の反響を拝見いたしましたも、これは党派を超えて国民の大多数の方に歓迎され、また了承されているように思われまして、改めてこの政治的な決断というものの意味を深くかみしめているところでございます。

○小川敏夫君 それで、この熊本地裁の判決に関して、政府の方としては受け入れがたい法律的な判断部分があるということでございましたが、これは私も報道でしか知らないもので、正確を期したい意味で、どの点が政府として受け入れがたい部分だったのか、具体的にお示しいただければと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 官房長官が記者会見で説明しておられる声明の中に、官房長官のステートメントの中にその主要なものが書いてござい

ます。その第一は国会議員の立法不作為ということでございますが、国会議員の立法不作為につきまして国家賠償法上の法的責任を認めたというのが一

つでございまして。もう一つは、民法に規定があります損害賠償請求の除斥期間の適用を事実上排除している点などございまして、現行の法制度、判例の枠組みなどにおきまして法解釈の根幹にかかわる、国民全体に大きな影響を及ぼし得る問題点であるというふうに思っております。

○小川敏夫君 そうしますと、判決が示した厚生行政の違法性、これはその判決をそのまま承認するということでもよろしいわけですね。

○国務大臣(森山眞弓君) 細かく申せば今申し上げた二つの点以外にもいろいろ問題点はございまして、これから急いで精査をいたしまして、その点についての意見も発表したいというふうに考えております。

○小川敏夫君 そうですか。どうも国会議員の立法不作為と除斥だけが不服だということ、どうも厚生行政の違法性を認めたかと私、思つて確認したんですが、ちよつと違う御答弁だったので残念に思つていますが。

私、この訴訟の判決を受けて思つた感想というよりも現時点で思うのは、これだけはっきりした事案についてなぜ判決まで待たなくては行かなかったのか。むしろ、判決を待つまでもなく、提訴、提訴を受けなくてもいいわけですから、積極的に賠償責任に応じて被害者に対する救済を講ずるべきではなかったのか。私はそういう意味で、判決を受けて控訴しないということは、そのこと自体大変に評価しておるんですが、判決までかかったというこれまでの政府の施策が誤つていたのではないかと私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) この問題の深刻さというのを考えますと、そしてその重大性といひますか、長年にわたる人権じゅうりんが解決されることなく放置されて、そのために大変苦しんでいる方がたくさんいらっしゃるということを考えますと、おつしやるようなことも考えられないことはなかつたと思いますが、やはりこのたび熊本地

裁において法的な判断が下されたということが大きなきっかけになつたというふうに解釈しております。

○小川敏夫君 では、次の問題に行きまして、金正男氏と思われる人物の不正入国問題でござい

ます。この点について細かく聞いていきたいと思うんですが、そのために、まずこの事案の概要を一通り、簡単に結構ですが、説明していただきますようお願いいたします。

○政府参考人(中尾巧君) 本件はことしの五月一日に発生した事案であります。五月一日に成田空港で、シンガポール便に乗つてきた男女、幼児一名を含めまして四名の入国審査に当たつて本件の不法入国が発生したものでございます。

この関係につきましては、従来からドミニカ共和国という中南米諸国の査免国の偽造旅券が悪用されていく事例が多かつたという事情が背景にございまして。

当日、入国審査に当たつて、四名からの上陸申請がございまして、いずれも、四名ともアジア系の外国人であつたにもかかわらず、所持していた旅券が中南米のドミニカ共和国旅券であつたということで、まず不審点が見受けられたわけでありまして。なおかつ、四名ともいわゆる五月雨式に団体といひますか、一緒になつて上陸申請したというようないふ点が認められた等々のことから、四名につきまして口頭審査に付し、その口頭審査の過程におきまして女性二名が朝鮮語を話しておつたというようないふ点がございました。所持した旅券について偽造の疑いがそういうようないふ事情から見受けられたものから、鑑識に回しまして、鑑識の結果、三名につきましては偽造旅券ということが判明いたしました。一名につきましては不正取得の疑いもございましたけれども、最終的に当該所持しておつた女性がドミニカ共和国国籍であるという認識がないということでございまして、基本的に発給事実がないという推認が働くということで、偽造ということで、い

ずれも、四名につきましては有効な旅券を所持していないということで退去強制、不法入国という容疑で退去強制手続に付されまして、最終的には退去強制事由を四名とも認めたということで、本人らが希望いたします中国に送還手続をとりまして送還することに相なりまして、五月四日に送還を完了したと、こういうことでございまして。

○小川敏夫君 この金正男と思われる人物というふうな言われているわけですが、これは金正男なんです、それともそうじゃない別人なん

でしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) 委員のお話の金正男氏ではないかというふうな思われている人物につきましては、私ども、金正男氏であるということは確認するに至つておりません。

○小川敏夫君 確認してはいないけれども、思われるという程度の、確認というはおかしいか、金正男と思われたいふ推測は働くだけの人物ではあるわけですか。

○政府参考人(中尾巧君) いろいろマスコミ等で報道されている事実もございまして、私どもとしてはそういう人物であるかどうかを確認できていないという限りで申し上げるしかないと思

います。

○小川敏夫君 そうすると、金正男氏ではないと断定したわけでもないわけですね。

○政府参考人(中尾巧君) お答えいたします。断定する断定しない、どちらでもないということ

でございます。

○小川敏夫君 だから、どちらでもないといふのは、要するに金正男氏とも断定しないけれども、金正男氏ではないとも断定しないと、こういうこと

です。

○小川敏夫君 何かつまらない言葉じりのやりとりかもしれないけれども、金正男氏と断定できない、金正男氏じゃないと断定できないと。それ

○政府参考人(中尾巧君) 少なくとも当該男性につきましては金正男氏とは別の名前が当該本人の名前であるというふうに申し立てておりますかから、私どもとしては少なくとも本人が申し立てる名前の人物であるという前提で所要の手続をとった次第でございます。

○小川敏夫君　しかし、本人が申し立てる名前が正しいというふうには断定できていないわけですね。

○政府参考人(中尾巧君) 私どもの退去強制手続におきましては、これは行政手続でございますから、委員御案内のとおり司法手続ではございません。刑事手続等で本人の人定を確定するというところまでの必要性はない手続でございます。

少なくとも私どもの退去強制に必要な限り、本人が申し立てる本名がその者の本名であるということで手続を進めざるを得ませんので、その者であるという前提で手続を進めたと、こういうことになっています。

○小川敏夫君 この金正男氏と思われる人物の退去問題につきましては、成田の入管だけの判断じゃなくて、法務大臣あるいは総理大臣の方に処分の決定前に事情報告をしてその判断を仰いだんではありませんか。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御案内のとおり、私どもの大臣にも経過を説明いたしましたし、総理の方にも秘書官を通じて御報告をさせていただきます。

○小川敏夫君 通常の事務の取り扱いで、個々の強制退去処分について個々具体的に法務大臣の処分を仰ぐ、あるいは秘書官を通じて総理大臣に処分を仰ぐということはあるのでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) それはございません。
○小川敏夫君 そうしますと、本件について法務大臣に処分を仰いだ、あるいは総理大臣にも処分を仰いだというその事情は何ですか。

○政府参考人(中尾巧君) 本件事案発生以後に、私どもの方に、成田空港署で収容いたしました四

名につきまして、その中の一名につき、金正男氏ではないかと、そういう人物が含まれているので

鮮という私どもの方が、我が国が承認していい
 一にも確認された場合には、種々の、つまり北朝
 とはいいながら、そういうことが仮にでも、万が
 れましたので、私どもといたしましては、未確認
 はないかという未確認情報が私どもの方に寄せら
 れたという、

国の重要な人物であるという疑いのあるという未確認情報を得た以上、これはそういう観点から私どもの大臣あるいは総理の方にその情報を入れるべきだというような形で御報告をしたと、こういうことになっています。

○小川敏夫君　その未確認情報というのは、具体的にどういう筋からどのようにしてもたらされた情報ですか。

○政府参考人(中尾巧君) その情報源あるいは情報
の相手等については申し上げるわけにはまいり
ませんので、御理解をお願いしたいと思いま
す。

○小川敏夫君　そういう情報に接して、法務大臣あるいは総理にという措置をとったということ、その情報が単なるデマ、憶測ではなくて、やはりそれなりの重要性がある情報だと判断したからそのような外務大臣に処分を仰ぐ、総理大臣に

という、そういう措置をとったと、こういうふう
に理解してよろしいわけですね。

○政府参考人(中尾巧君) 外務大臣とおっしゃい
ましたけれども、私ども法務大臣にいうことで
ございますが、この点の情報の確度の点につつま

しては、私も自身はいわゆる捜査機関でもありませんし、諜報機関でもありません。一行政目的に携わる、入管行政に携わる者でありますので、その辺の確度の点については甚だ自信はございませんけれども、私もなりに、その辺のところの

確度があるのかないのかはともかくといいたしまして、情報として上げるのが私どもの務めだということをやった次第でございます。

○小川敏夫君 この不正入国しようとした人物について、警察庁から告発するようという要請を

受けたという報道があるんですが、この点はいかがですか。

○政府参考人(中尾巧君) 本件につきましては、警察庁も含めましてさまざまな意見があったことは事実でございます。さまざまな意見がございますけれども、最終的には退去強制手続で退去強制させるということになった次第でございます。

す。

○小川敏夫君 そのさまざまな意見というのは、具体的には警察庁から告発して刑事手続をするようにと、こういう意見ということですね。

○政府参考人(中尾巧君) 先ほど申し上げたとお

り、さまざまな意見はさまざまな意見ということ
でございます。

○小川敏夫君 私は、さまざまな意見があつたか

どうかを聞いているんじゃないくて、警察庁からこの不正入国をしようとした人物について刑事告発発をしていただきたいという要請、それがあつたのではないかと聞いておるわけです。

○政府参考人(中尾巧君) 先ほど来申し上げてお
るとおり、さまざま意見があったということであ
る。御理解いただきたいと存じます。

○小川敏夫君 私は、さまざま意見があったか
どうかを聞いているんじゃないんで、告発の要請

があつたかどうかを聞いているわけです。
○政府参考人(中尾巧君) 先ほど申し上げている
とおりでございます。
○小川敏夫君 そんな答弁納得できません。質問
に答えていない。

○委員長(日笠勝之君) 再答弁、中尾局長。もう少し丁寧に。

○政府参考人(中尾巧君) その点の關係につきましては、これは警察庁の捜査の一環での話でございますので、私どもの方でその点について直接お

○小川敏夫君　了解はできませんけれども、さまざま
答えるのは適當ではないと思いますので、先ほど
ど来申し上げているようなことで、さまざまな意
見があったということでぜひ御了解をお願いした
いと存じます。

さまざまな意見があつたのであれば、そのさまざまな意見を全部披露してください。

○政府参考人(中尾巧君) この点につきまして、種々の角度からそれぞれの省庁の担当者が、官邸の関係者も交えまして各省庁で協議した内容でございますので、私どもの方から、どの省庁がどうだあだというようなことは申し上げるのは適

切ではないというふうにご考えておる次第でございます。

○小川敏夫君　では、ほかの省庁ではなくて、あなたの方の省庁、つまり入管ですか、において自主的に刑事告発をしようという検討はしなかったんですか。

ですか。

○政府参考人(中尾巧君) 私どもといたしましては、基本的には本来の業務であります退去強制手

続を通常の形で進めていくことが本務でありました。その関連で告発云々ということは、検討するということは、検討を始めたことはそのとおりでございます。

○小川敏夫 行政処分として退去処分にするということもあるけれども、一般に刑事告発するということもあるわけです。その場合に、まずその人物がどういう目的で入国しようとしているのかとか、さまざまな事情を調査して、そして判明

した事実をもとにそれを判断することになると思
うんですが、この人物の場合、金正男と思われる
人物が使っていたパスポートですと過去三回の入
国歴があったということです、この点はどうな
りますか。過去三回、実際に入国歴があったんで

○政府参考人(中尾巧君)　パスポート、本人が所
持しているパスポート上は過去三回、つまり平成
十二年度中に三回の我が国への出入国証印が押さ
れておりましたので、当該為遣旅券上は三回の出

入国歴があるということは確かでございますけれども、それ自身が、当該本人がその旅券で三回我が国に出入国したということまでは確認できておりません。

○小川敏夫 では、当該人物が過去三回入国し

れについて調査はしたんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) 観光目的につきましては、私どもの手続のできる限りの範囲内で、その辺のところの目的がどうであったかということの調査はしております。

○小川敏夫君 新聞報道によりますと、デイズニールランドに行くつもりだったということですが、滞在日数が予定日数が七日間ですから、幾ら興味があつても七日間デイズニールランドということはないでしょうし、そこら辺本当に、その本人がデイズニールに行く観光目的だからということだけでそれをうのみに信用していいとは思われないんですが、一つのポイントとして、デイズニールランドにそれだけずっと行くのであれば、恐らく通常であればデイズニールランド周辺のホテルに宿泊するでしょうと思うんですが、この当該人物一行は、国内の滞在先についてはどのように申告していたんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) 滞在先等につきましては、この場でお答えするのは適當でないと思ひます。

○小川敏夫君 滞在先について確認はしたんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) その点につきましても、調査の内容、方法等にかかわる問題でございますので、お答えするのは差し控えていただきますと存じます。

○小川敏夫君 少し、調査だから答えを差し控えると言ったんじや、私どもの議員が持っている国政調査、行政に対してさまざまな事実を知った上で意見を言うこともできないので、やはり基本的には答えていただくかや困るんですけれども。

じゃ、具体的にその滞在先について確認したかどうか、これを答えるかどうかという弊害があるんですか。

○政府参考人(中尾巧君) これは、その当該滞在先等の営業その他、そちらの立場に配慮せざるを得ないと、私どもはそういうふうに考えておる次第でございます。

第でございます。

○小川敏夫君 それは、要するにホテルということですか。

○政府参考人(中尾巧君) そういうふうに御理解していただいて結構でございます。

○小川敏夫君 そのホテルに実際に予約はあつたんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) この点につきましても、先ほどから申し上げているとおり、その辺は調査の自身でございますし、先ほど来ぜひ御理解いただきたいのは、私どもの方は、これは退去強制手続ということで、刑事司法手続でもありませんし、私どもは捜査官でも捜査官でもありません。

特に、入管法上、参考までに申し上げれば、刑事手続と非常に大きな違いは立証責任が転換されているということでございます。刑事手続の場合には、訴追する側が当該犯罪事実について立証する責任を基本的に持ちますが、この不法入国案件にしましては、当該容疑のある者が不法入国でなくというのを主張し、それを立証しない限り不法入国ということ、私どもの認定に服さざるを得ないという形になっております。本人が不法入国事実を認めて、送還を希望すれば速やかな送還を行うというのが入管法の建前でございますので、その範囲内での必要、所要の調査、審査、こういうものを行っていると、こういうことでございます。

○小川敏夫君 私が聞いていないことをいろいろ答えられても困るんですけれども。

不正入国をした者が全員強制退去になくしてはいけないというのじゃなくて、強制退去にする例が多いにしても、しかし中には、その事実関係からこれは刑事告発しなければいけないというケースに関しては刑事告発するわけですね。

○政府参考人(中尾巧君) 私どもの通常の取り扱いで申し上げますと、不法入国案件については、できるだけ警察に通報する取り扱いになっておりまして、通報いたしまして、大体その後、告発するかどうかという形の検討に入るのが通常でございます。

本件につきましても、五月一日に所轄の方に私どもの成田空港支局から必要な通報は済ませておるわけでございます。

○小川敏夫君 私の質問とはちよつと筋が違った答弁をいただいたんですが、要するに私が言っているのは、単に強制退去してしまえばそれで済む事実か、それとも刑事告発すべき事実かについては、やはりきちんとした調査をした上で対応しなければならぬ。

この件について調査をしたのかどうか、あるいは調査したことから本来なら告発すべきであるのに、そうではなくて異例な取り扱いをしたのか、そうしたさまざまな観点からの疑問を抱いているわけ、その点を明らかにするために私は質問しておるわけでございます。

例えば、これが本来単に強制退去すべきではなくて、刑事告発すべき事実でもあつただけけれども、法務大臣あるいは総理大臣の政治判断でそうしなかつたんだというのであれば、それはそれでそうした政治判断の問題ですから、あなたの方のことについて事細かにそれ以上聞く必要もないわけですから、どうですか、その点は。

○政府参考人(中尾巧君) これは、私どもが取り扱っております従来の処理例と比較いたしまして、告発相当とする事案でないということは言えるのではないかと存じます。

と申しますのは、従来、告発をしている案件について実務上申し上げれば、昨年告発した案件は不法入国事案を含めまして二十一件でございます。その中で偽造旅券を所持して不法入国案件で告発したのが十六件七件、ちよつとこれは不正確で申しわけありませんが、そのぐらいでございますが、そのうち五件につきましては麻薬所持に係る案件でございます。これは先に警察が逮捕いたしましたので、その後に告発をしたという形になっております。それ以外の主なものを申し上げますと、

いわゆるトラフィッキングとしまして、不法就労目的で偽造旅券を所持して不法入国をし、かつ、それにまつわるブローカー等が背後にある、こういう事案と、それから日本旅券の偽造案件でございます。そういったものが重立ったものでございます。

そういう過去の取り扱い例からいいますと、本件の場合にはそういうものに当たらないというふうに一応考えられるところでございます。

○小川敏夫君 目的で、不法就労が目的だということけれども、政治活動目的であるとするならもっと犯罪が悪いんじゃないですか。あるいは、先ほどの久野理事からの質問の中で雑誌の記事として紹介されましたけれども、武器売買の商談をするためだというようなことであればこれは相当犯罪が悪いわけですか。

そうした入国目的という問題も犯罪が悪いのではないかとということが相当疑われると同時に、過去三回やっていると。これ自体も相当犯罪が悪いということに基づける資料だと思いますし、四回も来るので、短期間にそんな四回も来るのであれば、観光目的ということについてもこれはやはり疑問を抱かざるを得ないというような事情があると思うんです。

そういった事情がありながら、そういったことについて調査を遂げないで、全く単なる一回限りばつと来た不正入国者と同じ扱いはできないと思うんですが、どうですか、その点は。

○政府参考人(中尾巧君) まず、偽造旅券上三回の出入国歴があるというそういう案件につきましては、従来でもほとんどのケース、退去強制手続に乗せており、告発するということはほとんどないのが従来の取り扱い例でございます。

目的の点で申し上げれば、議員がおっしゃったような政治目的とか武器の売買というようなことが私どもでわかつておればまた別の話でございますけれども、その点については、そういう目的とは私どもの方は断定できなかった、そういう目的であつたというふうには判断していないわけであ

りまして、先ほど来申し上げているようないろいろな事情と従来の取り扱い例に比して告発相当というところまでの判断に至っていないわけでございます。

○小川敏夫君 この件について法務大臣に指揮を仰いだ、あるいは秘書官を通じて総理大臣にいうことですが、では、それに対してどのような指揮が総理大臣あるいは法務大臣からあったんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) まず、五月一日に御報告した折の状況から申し上げますと、法務大臣の方から適正にやりなさいということでございますし、総理の方からも秘書官を通じて、法に従った手続のつとめて手続を進めてもらえ、という当座のことでございます。その翌日以降は、また調査の経緯等々含めまして大臣等に私どもの方からしかるべく報告をして御判断を仰いだということでございます。

○小川敏夫君 それは、一般の不正入国者と同じような扱いで強制退去にしていって、こういう意味の指示ですか。

○政府参考人(中尾巧君) お答えいたします。

手続が始まった段階での御報告でありますので、結論までの御指示はいただいているわけではございません。

○小川敏夫君 この件を特にそうした法務大臣、総理大臣に報告したということは、当該人物が金正男と思われるという情報が入ったということですが、では、その当該人物が金正男であると思われるということについて、特にそれ以上の調査もしなくていい、普通の一般人の不正入国と同じように扱った取り扱いをしろと、このような指示だったんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) 事件発生の翌日の五月二日に、内閣官房の方の招集で関係当局の関係者が集まったの会議が二日の午後二時ごろと夜の二回にわたってありました。そのときの協議の経過を踏まえて、最終的に私どもの大臣にも報告をいたしましたし、その経緯等については総理官

邸の方から総理の方に連絡が行っておるものと承知しております。

したがって、委員御質問の関係につきましまして、そういう関係当局間の協議を踏まえて、私どもの方で退去強制手続を進めるという方針が確認されまして、それに従って外務省の方で送還先との外交チャネルを通じての調整が始まり、そういった状況を私どもの大臣に御報告をいたしました。退去強制手続を最終的に進めて中国への送還の準備を始めた、こういうことでございます。そういうことで御指示をいただいて、その後の手続を進めたと、こういうことでございます。

○小川敏夫君 この退去のために使った全日空機ですけれども、この運賃はどが負担したんですか。

○政府参考人(中尾巧君) 本人、四人ともこれは自費出国でございます。本人らが所持した航空券を使つて中国に送還になったと、こういうことでございます。

○小川敏夫君 その四人を送還する飛行機は二階席を四人だけにして、他の旅客をその二階席には上げなかったというふうに言われているんですが、その点はどうですか。

○政府参考人(中尾巧君) その点につきましては、私どもの方は関与しておりませんのでお答えする立場ではございませんけれども、私どもの知る限りでは、外務省の方でしかるべく手配をしていたと承知しております。

○小川敏夫君 それから、その飛行機に政府の役人といいますが、政府の関係者が同乗したというふうに言われていますが、その点はどうですか。

○政府参考人(中尾巧君) 私どもは、三名の入国警備官が職務上同乗いたしました。あと政府の関係者ということで外務省の方が三名同乗したことは承知しておりますけれども、それ以上の詳細は存じ上げません。

○小川敏夫君 三名の警備官が同乗したという、普通の一般の強制退去を普通にやっただけだというのとはとても違う事情だと思うんですが、それ

はどういう事情からですか。

○政府参考人(中尾巧君) この件はマスコミで取り上げて、非常な一種のフィーバーということになりまして、最終的に入国管理官は送還を確認するという、送還の終了を確認する送還業務を持つておりますので、通常のそういうトラブル、混乱等が発生するおそれのない場合には入国警備官は同乗することなく、全く過去に例がないというわけではございません。いろんな関係で必要な場合には入国警備官が同乗して送還先まで同行するということをやっております。

これは、受け入れ国の方が気が変わって、じゃ帰っていただきたいというときには連れて帰らないけませんので、そういうことも含めまして、確実な送還を完了するためには、その必要性のある案件につきましまして、その時点で入国警備官を同行させて送還業務に当たらせるのが通常でございます。

○小川敏夫君 どうも金正男と思われるという人物で言葉を押して通していただけますけれども、やはり金正男なんだと、そして特別な扱いをしたんだというふうに思えてならないんですが、押し問答してもしょうがありませんので。

最後に一つ。そうすると、不正入国した際に、当然本人の顔写真は撮り、一般の扱いと同じようにすべて指紋はとったわけですね。

○政府参考人(中尾巧君) 法令に基づいて、写真、指紋両方とっております。

○小川敏夫君 その採取した指紋等から今後追跡調査すればいずれ金正男氏本人かどうかかわかると思うんですが、そういう調査は入管当局、法務当局としてはやる立場じゃないからもうやらないと、こういうことですか。

○政府参考人(中尾巧君) 入国管理局といたしましては、それ以上の調査をやる法的な権限もございませんし、法的根拠もございませんので、一応完了しておりますので、その間の事務は終了しております。他の関係機関がどのようにおやりになるかどうかは私どもの承知するところではござい

ません。

○小川敏夫君 大分時間を費やしてしまいました、どうもすっきりとした納得できる状況が解明されたとはとても思いませんが、ぜひ出入国カードの署名を対比した上で、また事実関係をさらに詳細に質問、質疑等をしていきたいと思います。

警察庁の方にお尋ねしますけれども、警察改革、昨年初めごろを中心として大変大きな警察不祥事が頻発した。そういうことも踏まえて警察改革を行うということが実際に約束され、実施されていると思うんですが、その状況について御報告いただけますでしょうか。

○政府参考人(吉村博人君) お答えを申し上げます。

御承知のとおり、昨年の七月に、警察刷新会議から国家公安委員会あてに緊急提言が出されました。国家公安委員会と警察庁ではそれを重く受けとめまして、国民からの厳しい批判を反省、教訓といたしまして、昨年の八月に、警察が当面取り組むべき施策を警察改革要綱として取りまとめたところは御承知のとおりかと思えます。

この改革施策につきましては、法律改正を要するもの、あるいは予算措置を必要とするもの、組織改正などを要するもの等に分けられるわけですが、このうちの法律事項につきましては、公安委員会の管理機能の強化等を図るための改正を改正する法律が成立をいたしました。監察の指示等に係る規定は既に三月一日に施行になっておりますし、また警察署協議会あるいは苦情処理の規定はこの六月一日に施行予定でございます。現在、その諸準備を行っているところでございます。また、法律事項以外のものにつきましても、監察体制あるいは公安委員会の補佐体制の整備も行われたところでございます。

以上のように、改革に向けていろいろな施策を一つ一つ推進しているところでございます。警察庁といたしましては、改正警察法の施行に万全を尽くすことはもとよりでございますが、警

察改革要綱に盛り込まれました各種の改革施策を積極的に推進いたしました。今後とも新たな治安情勢に対応した警察改革に積極的に取り組んでいくことによりまして国民の信頼回復に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○小川敏夫 私どもの方からぜひよろしくお願いいたしますとお願いして、国民の信頼をぜひ高めていただきたいと思います。

通信傍受の実施状況について、この春に、その春の段階では一度も実施していなかったという報告を国会であてにいただいておりますけれども、昨年十一月の法務委員会、私がその時点で実施状況を尋ねたところ、捜査上の支障があるということとで御回答いただけなかったということがありました。しかし、実施例がゼロということでありまして、捜査上の支障なんか全くなかったのに、そのときは答弁いただかなかったということになるので、大変心外に思っているんですが、その点振り返って、ちょうど刑事局長同じ方ですので、御説明いただきたいんですが。

○政府参考人(五十嵐忠行君) ただいまお話ありましたように、昨年の十一月二日の参議院法務委員会におきまして、先生からの御質問に対しまして、私の方から、この法制度が対象としている犯罪は組織的かつ密行的に敢行されるものであり、捜査についてもひそかに行う必要がありますと。したがって、八月十五日の施行後間もないことや、お尋ねの都度、実施状況を説明した場合に、現在内々に捜査中の事案について傍受が実施されているのではないかとといった捜査実態を犯罪者に推測されて内偵捜査の妨げとなるなど、捜査活動への影響少なからざる場合がありますことから答弁を差し控えていただくことに御理解いただきましたというところ、なお傍受の実施状況につきましては、法で定められた国会報告において御報告をさせていただきたいと思っております。こういった内容の答弁をいたしたところでございます。

国会報告につきましては、二月十六日に国会報告をいたしました。今、先生の方から、昨年中の実施例がなかったんだから、当時その旨答弁しても捜査上支障なかったのではないかと趣旨の御質問だと思えますけれども、結局、実施していない場合に、実施していないということを答弁すると、要するに実施の有無について、していないときにはしていないと言ってしまった場合、実際にしているときに、捜査上の支障が生じているという場合に、実施しているということはこれは当然言えないわけでありまして、そのときにはかの言い方があるかということなんです。実際、実施していないときにしていないと言ってしまうと、実施しているときにしていないとは言えないし、しているとも言えないし、じやどうするんだといった場合に、それは言えませんが、答弁は差し控えていただきますということになるらざるを得ないと思うんですが、それはどういうことかというところ、それは実施していますと言ったのと同じ結果になってしまう。

そういうことを考えまして、通信傍受の実施の有無については捜査上の支障があるので答弁を差し控えていただきたい、こういった旨の答弁をいたしたところでございます。

○小川敏夫 今ここに議事録があるわけじゃないから言葉じりをとらえてもしようがないけれども、私は質問したとき、その時点で実施しているかどうかという現在進行形のことを聞いたのではなくて、実施例はあるかと聞いたわけですから、いわば過去のことを聞いたわけであって、具体的に捜査中のことがあればそれは確かに捜査に差し支えるから答弁しなくてもいいけれども、ないのであれば具体的な捜査の支障がなかった、そのうすところ、具体的な捜査の支障がないのに、ただ捜査という名前を挙げれば国会の答弁が何でも拒否できるというのではこれは余りにもひどい話なので、やはり具体的な捜査に支障がないのに、そういう一般的な話で答弁をさせていただかなかったというところ、これがわかったので、こ

れは大変ゆめしき国会軽視だというふうに思っております。

そういった点を踏まえて、十一月の時点に戻って答弁しろと言わねばいけませんから、今後そういうことがないように誠に国会の質疑には対応していただきたいということを申し述べて、また委員長にもそのように要望いたします。その点の質問は終わります。

最高裁の方にお尋ねするんですが、最近、東京地裁のベテランの裁判官が自殺したというような事件もありました。これは自殺ですから、余りプライベートなことに関しては私も一切干渉する気はないんですが、場合によっては例えば裁判官の職務が激務で、いわゆる過労自殺とかあるいは職務の重圧だとか、そういったことがあればこれはやはり裁判所の職務の執務体制として問題だと思わんですが、プライベートに触れない範囲でそのような問題点があったのかどうか、最高裁のわかつている範囲でお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(金築誠志君) 三月の初めに東京地裁の商事部の裁判官が水死体で見えられまして、自殺と警察では判断したというふうに聞いております。その原因ということでございしますが、裁判所としては、その原因について判断はしかねているところでございます。

この裁判官が裁判長を務めておりました民事八部という商事部ですが、ここは私も前におりましたので承知しておりますけれども、社会の耳目を引く事件が多くて、心労の多いところではございますが、裁判官の増員もいたしまして、そういう事件の状況が直ちにその原因に結びつくものかどうかという気がいたしております。その直前までは非常に平常な勤務を続けておられた、職場の周囲の人たちも特段変わった点には気がつかなかったというふうな述べておられます。プライベートの面での原因というふうなことでございまして、裁判所としては判断ができませんのでございまして。

これは大変に国民のため、あるいは社会のため、非常に重要な職責を担っているわけでございします。今で言えば、ハンセン病の問題も、熊本地裁の判決によって政府が賠償に動いたということも考えれば、司法の持っている意味、これは本当に重要でありますから、その点を担う裁判官についてもやはり厳正公正な裁判をしていただかなければならないと思うわけですが、その一方で、裁判官も一人の人間として健全な精神や肉体が損なわれるような、そうした執務環境にあつてはこれは決してならないと思うんです。

これを結びつけることは関係ないと思うんですが、高裁判事による児童買春事件と、これも一体どういうことかと、怒りよりも何か悲しくなってしまうような事件もあるわけですが、これは結びつけることはないと思うんですが、裁判官の執務体制というもの、仮に裁判官が一人の人間として自由な時間がとれないほど忙しいとなれば、どんどん積極的に増員を求めるなり、そうした執務体制を築くことが必要だと思います。

一人一人の裁判官がそうした意味で心身ともに健全でなければ、いい裁判、公正な判決というものはできないわけですから、ぜひ最高裁においても、裁判官が一人一人の人間であるということを踏まえた健全な執務体制をとれるような体制を当然とっていただけたらと思いますので、答弁は要りませんが、ぜひまた鋭意努力していただきたいという希望を述べさせていただきます。

司法制度改革審議会について若干御意見を賜りたいと思います。

この司法制度改革審議会というものが発足したその法律の審議も踏まえて、私、個人的な感想を言わせていただければ、当初余り期待していなかったんですけど、どうせ政府寄りというのか、現状をそんなに変更するような案は出てこないのではないかという個人的な予想をしておつたんですが、実際に中間報告とか、あるいは近々出そうない意見の原案等を見ますと、私が当初予想していた以上に非常にいい改革案が出るというふうに私は

思っております。

私が非常にいい改革案が出るんだというふうに思っているくらいですから、逆に法務当局や最高裁の方は、これはやり過ぎじゃないかというぐらに思っているんじゃないかと私は個人的に思っているわけですが、そうした点から、基本的に法務省、最高裁に、この改革審議会の意見についてそれを実現するように向けて最大限に尊重していただきたいと、当然尊重していただけたらと思うんですが、その点についての考えをここで法務大臣と最高裁、それぞれに御披露いただければと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 委員おっしゃいますように、今、中間報告の段階で、間もなくあと一月ぐらいで最終段階になるわけですが、その中間報告の内容を拝見いたしましたも、相当思い切った改革案がいろいろと提言されているように私も思います。

法務当局はむしろやり過ぎだと思っているのではないかとおっしゃったわけですが、そういうことはございまして、現に司法制度の真ん中にいろいろな壁にぶつかり、何とかしなければというのを日常感じている私どもでございますので、非常にその問題点を明らかにしていただいて、具体的な現実的な提案をしていただけたらという見込みであるのがあることだと期待しているところでございます。

したがって、最終意見が出てまいりましたときには十分にこれを尊重して、その実現に全力を挙げてまいりたいと考えております。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 司法制度改革審議会は、ただいま最終意見の内閣への提出を目指して審議中であるというふうに承知しておりますが、審議会は国民各層から選ばれた委員が我が国の司法制度全般について利用者である国民の立場に立って二年間調査審議をしてこられたというところでございまして、裁判所といたしましては資料を提供いたしましたし、その求めに応じて裁判を運営する立場からいろいろ御意見を申し上げるなど、その審議に全面的に協力を申し上げてきたところでございます。

審議会の最終意見では、我が国の司法制度の全般にわたって大きな改革の方向性が示されるものと考えておりますけれども、裁判所といたしましては審議会の意見を十分に尊重し、二十一世紀にふさわしい司法の実現に向けて努力していくべきものと考えております。

○小川敏夫君 それで、いずれ意見が出された後、その実現に向けて政府の方は取り組んでいただけたらと思うんですが、その取り組み体制、これはやはり法務省の担当ということではなくて、政府全般にわたることですので、政府直轄、内閣ですか、直轄でその推進体制というものを築いていただけたらというふうな漏れ聞いておるんですが、この審議会の意見の推進あるいは実現体制についてどのような予定であるのか、法務大臣に御説明いただきたいんですが。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃいますように、この司法制度改革は非常に大きな範囲をカバーしているものでございまして、関係するところが大変大きいものですから、法務省だけでは当然賅い切れないものでございます。したがって、政府全体として取り組んでいただくように私どもも期待しておりますし、内閣においてもそのつもりでやっていただけたらと期待しております。

○小川敏夫君 実際に推進体制ですけれども、これはやはり内閣の直轄で、その推進を進める部局といえますか、組織体を築いて進めることになるのでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 今のところ、まだ私、確たることを承知しているわけではございませんのでお返事いたしかねますけれども、そのような意見で協議が行われているということをお聞きしております。

○小川敏夫君 今回のその審議会がいわゆる法律専門家だけでなく、国民の各層からということの意見を集約したことがまた非常に前向きな意見が出てきたというふうには思っております。

が、そうした意見を推進するに当たっても、やはり各省庁の方だけでなく、具体的に言えば、法曹の問題ですと当然、日弁連ということもありまして、また、それにとどまらず、司法を利用するという意味で、国民の各層という方もぜひ推進体制の中に入っていくために、委員会をつくるのであれば委員の中に、それからそうでなくて、実際の作業を行う部局においてもそうした各界の方に入っていくために国民的な推進体制を築きたいと思っておりますが、こうした考えについては大臣にも賛同していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) そのようなやり方も非常に貴重な方法だと思っておりますので、そのことも考慮に入れながら新しい体制をつくっていききたいというふうに思います。

○小川敏夫君 今度の審議会の意見、まだ出されただけではないんですが、原案等を見ても、法改正を必要とするものもありますけれども、法改正をしなくてもできる、あるいは今からでも現行の法制度によっても推進できるというような部分もございまして。

例えば、現制度の司法試験の合格者、これを三年以内に千五百名ぐらいにふやしたらというような提言もされるような状況でございます。これは法改正をしなくても法務当局あるいは最高裁のお考えもいただいて実行できることだと思うんですが、こうした点について、司法試験合格者の増員ということについて、法務大臣、法務当局はどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 御指摘のとおり、司法制度改革審議会は、現行の司法試験合格者の数を平成十六年には千五百人に増員させるということを目指す方向で審議されていると聞いております。

司法試験合格者が千五百人程度の増加ということにつきましては、本年三月に閣議決定されました規制改革推進三年計画の中でも、早急に結論を得て所要の措置をとるようになっていることになっ

ておりますので、法務省といたしましては、司法制度改革審議会の審議も踏まえまして、司法試験合格者の千五百人の増員に向けて最大限の努力をしております。

現に、平成十三年は一千名程度でございますが、来年は千二百人ぐらい、十六年には千五百人ぐらいと段階的に増加させる方向で検討されて、自民党の司法制度調査会でもそのような提案を検討されているようにございますので、法務省としてもこのような増加ペースが現実的かなというふうには思っております。

○小川敏夫君 司法試験合格者、現制度ですと、増員すると司法修習生の受け入れ体制という問題も出てくるんですが、最高裁の方はその点の準備といたしまして、計画はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 合格者がふえます場合、それに対応して司法修習の受け入れ体制を整備しなければならぬわけでございます。当然これはやってまいる所存でございます。

司法修習は、御承知のように、司法研修所における集合研修と各地で行っております実務修習とから構成されておりますけれども、この受け入れをふやすということになりますと、人的な面、物的な面で体制の整備をする、あるいは修習の方法について工夫することが必要でございます。そういうことで修習生の増加に柔軟に対応していきたい、こう思っております。

○小川敏夫君 法務大臣にお尋ねいたしますけれども、審議会の意見で、裁判官の任用のあり方あるいは裁判官の給源の多様化とかいうような意見が付される方向と聞いておりますけれども、検察官の任用のあり方、あるいは検察官の今の制度については特に制度をいじくるという意見は盛られないというふうな聞いておるんですけれども、しかしやはり検察官についてもさまざまないい人材を任用する、あるいは検察官の職責を全うしていただく、あるいは独自性を持っていただくというような方向性があってもいいと思うんですが、これからの検察官のあり方等について法務大臣とし

ての考えをお聞かせいただきたいんですが。

○国務大臣(森山眞弓君) 検察官の任用のあり方というのは確かに今までのままでいいというわけではございませんが、現に既にいろいろと工夫をする努力がされておまして、意欲と適性のある方が検事に、例えば弁護士さんの中から任官されるというようなことは非常に意義があるのではないかと思います。そう数は多くございませんけれども、今までにも何人かそのような例がございます。したがって、司法制度改革審議会において特別に言及はございませんけれども、そのようなこともこれからさらに進めていくのがよろしいのではないかと私も考えております。

弁護士さんの中から検察官に入っていたかどうかという点になりますと、これからお願いするはずになっております弁護士法の改正などによって弁護士法人化というのが進みますと、もう少し交流がしやすくなるのではないかとということも期待されると考えます。

○小川敏夫君 そのほか、人権擁護推進審議会等の質問もする予定でしたが、久野理事の方から先にありまして、重複してもと思っておりますので、今日の質問はこの程度で終わらせていただきます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に内閣法制局第一部長阪田雅裕君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。質問をさせていただきます。

昨日、このハンセン病の問題につきまして、控訴断念ということで大きくメディアに取り上げられたところでございますが、これも追って御質問をさせていただきたいと思っております。司法に関連しているようなことがニュースになってきておりますが、この間、余り大きな扱いになっていなかったが、しかし新聞社によれば朝刊の一面トップにあった「東京高裁判事を逮捕 十四歳少女買春容疑」という、そういう案件がございました。ことしの正月明けですか、いわゆる福岡事件というのがあって、次席検事の問題あるいは高等裁判所の判事の態度といいますが、そういうことが大きく問題となったところでございますが、少女買春というもうちょっと信じられないという状況でございますが、まずこの概要につきまして説明をさせていただきますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) お答えを申し上げます。

まず、今回の事件は遺憾のさわりというほかないところでございまして、国民の司法に対する信頼を傷つけたということにつきまして深くおわびをしたいと思います。

現在の状況でございますが、現時点におきましては、報道によって承知しているという点は別といたしまして、裁判所が直接確認しておる事実関係は、村木判事が児童買春行為によって逮捕、勾留されたという事実にとどまりまして、それ以上の具体的な事実関係については裁判所の方で資料を入手できておりません。現在、捜査中でございますが、捜査の支障にならないようにして、早急に村木判事本人から事情聴取をするなどいたします。

して、その調査の結果明らかになった事実関係をもとにできるだけ早く厳正に対処していきたい、こういうふうな考えております。

○魚住裕一郎君 どういう対処方針かというのをお聞きしたいんですが、もちろん、新聞報道等によれば、辞職というんですか、そういうことを弁護士を通じて言っておられるようですし、また訴追のことも考えているというふうなことも報道されておりますが、この対処に対する方針は何かがあるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) ただいま調査をしているところでございまして、その結果が出ましたら、本人の処分等につきまして、東京高裁から報告を受けまして、最高裁の裁判官会議で処置を決めていただくということになります。本人から辞表が出たということも報告を受けておりますが、その本人の処分が終わるまではその点は受理されないことになろうかと考えております。

○魚住裕一郎君 今回、十四歳ということで、児童買春、児童ポルノ処罰法違反という形で逮捕されておりますけれども、これは児童虐待防止というか、そういう配慮からもちろん立法されているわけですが、これは単にわいせつ行為とかそんなものじゃなくて、児童の人権、少女の人権、これを守るためにこういう児童、少女買春ということを処罰しているわけであるというふうには私は認識しておりますが、この裁判官の人権意識というのは一体どういうふうになっているのか、国民は本心に怒りを持っているのではないのか。

職務に関して、これは福岡事件の場合は、家族の中で裁判官としての任務とそれから容疑者の夫という立場、何と申しますか、情と職務との板挟みで大変苦しいんだなというところはよくわかるわけでありまして、これはサイト系云々というわけではなく、いろいろありますけれども、本来人権をしっかりと守るという、そういう裁判官。私も司法研修所にいたときに、裁判官になれと、人権を守るの

が裁判所なんだと、そういうふうな教官から言われたことがありますけれども、これじゃまるで何をやっているのかというふうな怒りを覚えるんですね。

裁判官の人権教育というのはどうなっているんですか、裁判所における。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) まことに御指摘のとおりで、今回の事件はその児童買春という犯罪行為そのものであるわけでございますから、こういうことをすべきでないということとはもう人として当然のことでございます。裁判官の倫理や人権以前の問題ということは申し上げるまでもないことかと思っておりますが、人権問題に関する裁判官に対する研修につきましては、これまでも司法研修所で行っているやっております。

例えば、被疑者、被告人の身体拘束に関連する令状事務、これに関する共同研究とか、少年事件に関する手続の運用をめぐる諸問題についての共同研究などを実施しておりますが、その過程で当然、人権の問題が出てくるわけでございまして、国際人権規約、それからセクシュアルハラスメント、それから今回の事件にもかかわりますけれども、児童の人権などの人権問題をテーマにした講義なども実施しているところでございます。

○魚住裕一郎君 本日に効果が上がっているのかというふうな言わざるを得ないんですが、この委員会の中にも江田先生とか小川先生とか裁判官御出身の本人に人権感覚がすぐれた方が多いわけでありまして。

これは要するに、携帯電話云々で出会い系サイト云々、出会い系サイトという匿名性といいますが、そういうのが特色ですね。だから、隠れたところであれば何でもやるのか。それは職務上はしつかり人権と言うよと。というふうなことになるって、もちろん裁判官という以前の、あるいは社会人としての常識かもしれないけれども、そういうことをもっとしっかりと教育していく必要があるのではないかと、そんなふうな意見を申し上げます。

法務大臣、新聞を拝見させてもらつたらコメントが出ています、「けしからん」という言葉だけだったんですけれども、さらにこの事件に対する御感想といひますか、御所見がございましたら、一言お願いしたいんですが。

○国務大臣(森山眞弓君) 私、児童買春・ポルノ禁止法の立案者の一人でございますので、各党皆さん代表を出していただいて、全党一致で提案し、そして成立させていただいた法律でございます。ですから、格別の関心を持っておりまして、この法律がどのように運用されているか、どのような効果が上がっているかということには人並み以上の多大の関心を持っているわけでございます。大きな新聞の紙面の隅の方にちよつとでもこの法律に違反して逮捕されたという記事がありますと、大抵目にとまるのでございます。

そのたびに、この法律の成果が上がったことを喜んでいいのか、こういう人がこんな次々出てくるのは困ったことだといふべきなのか、いや、やっぱりもし法律がなければこういうことが放置されてしまったかもしれないのでやっぱり法律はつくつてよかったのかと、いつも自問自答をしているのでございますが、この間のこの件に関する新聞記事を見ましたときは、ただ嘩然とするといひましようか、情けないといひましようか、本当に恥ずかしいという気持ちでいっぱいでございます。まして、本当に言語道断だといふふうに思いました。単にこの人個人の問題ではなくて、司法全体への信頼を著しく失わせる結果に結びつくわけでございまして、本当に遺憾のきわみでございます。

○魚住裕一郎君 これはもう社会人だれでもこんなことをやってはいけないといふことで、ただ、裁判官だからこそもっと高い人権感覚、倫理感覚といふものを持つてもらいたいといふことで申し上げたところでございます。今、六月半ばを目指して司法制度改革の審議会で一生懸命議論をし、法曹養成ということになると思っておりますが、どうも法曹養成というところスクールをどうするかとか、そういうことばかり議論の中心になりま

すが、やはり裁判官にしてもあるいは検察官にしても弁護士にしても、幅広い社会的な知識、素養、また人権感覚をどう磨いていくのか、その資質向上が一番大事ではないかなといふふうに思っているところでございますが、法務大臣、この人的な資質向上につきまして何か御所見ございましたらお願いしたいんですが。

○国務大臣(森山眞弓君) 司法制度改革審議会は今一生懸命その最終の審議を詰めていただいているところでございまして、その中にやはり司法関係者の量質とも向上ということを考えていただいて、いろいろ御提案をさせていただく予定でございます。

数が足りないといふことはよく、先ほどの御質疑にもございまして、お答えしたのでございますが、現在、非常に国民が使いにくいといひましようか、もつと使いやすく、さらに身近なものにしていくといふためには、司法関係の法曹の数をまづはふやしていただくということが重要でございます。数があふても質が下がったのでは困りますので、質を下げないで数も増加していくといふのは大変難しいございまして、その養成のプロセスについてもいろんな工夫を今検討していただいておりますので、そのようなコースを通じて、今以上の全人格的な、より社会的な見識のある立派な法曹の方々がたくさん生まれてまいりますように願っているところでございます。

○魚住裕一郎君 ありがとうございます。さて、ハンセン病についてお尋ねをしたいと思ひますが、先般、理事会に法務大臣にお出ましをいただきました。判決に対して控訴はもう断念をしいただきたい、そういう旨の各党各会派の思ひといふものを述べさせていただきました。もちろん、法務省あるいは厚生省、もちろん総理大臣の御判断で今回、控訴断念という形になって、私としても非常に高く評価をするところでございします。ただ、先ほども若干出ておりましたが、官房長官のこれは記者会見ですか、別記といふことで「本判決の主な法律上の問題点」といふような形

で二点ほど指摘がされております。

この読み方といひますか、どう考えたらいいのかなと思つておるんです。今回の判決は、立法行為、特に国会議員につきましては、いづれに予防法ですか、この新法の廃止をしなかつた、放置した、少なくとも昭和四十年以降はもう違法、違憲状態だといふ判断になっているんですね。もちろん、その前にいろいろ事情がある、国際会議もある。少なくとも昭和四十年以降そういう違法状態、国家賠償法に基づく違法状態に入っている。もちろん、立法内容が違憲ですから違憲状態になっている。そういう論理構成だったと思うんです。

そうしますと、今、昭和で言えば七十六年ですか。二十五年、四半世紀たつた場合でもこのコメントにあるような「本判決は、故意がない国会議員の不作為に対して法的責任を広く認めている。云々と、三権分立上問題だといふような言ひ方になっているんですが、二十五年、四半世紀でそういうような判断されるのか。じゃ、一世紀放置したらどうなんですかね。(三十五年)と呼ぶ者あり」三十五年か、三十五年でもそういうようなコメントを出されるということなんですか、じゃ五十年放置したらどうなんだ、あるいは百年間放置しても三権分立上問題ですよとおっしゃるのか。その辺のメルクマールといふのはどういふふうになるんでしょうか。これは法制局、お見えますか。

○政府参考人(阪田雅裕君) 今のお尋ねは、国賠法の適用がいかなる場面かと、具体的にその不法行為として認識されるのはどういう場面であろうかといふことなのかと思ひますので、ちよつと私どもとしては国賠法を所管もしておりませんし、なかなかお答えするといふわけにはまいらないので、お許しくださいと思ひます。

○魚住裕一郎君 いや、だからこの判決に対するコメントとして、「本判決は、故意がない国会議員の不作為に対して法的責任を広く認めている。このような判断は、司法がそのチェック機能を超

えて国会議員の活動を過度に制約することとなり、三権分立の趣旨に反するので、認めることはできない。」といふコメントになっているんですね。

それは「過度に制約する」といふような表現になっているんだけれども、昭和四十年以降はほぼらかつて、三十五年たつても過度に制約することになるよといふふうになるわけですか、じゃ百年ではどうですかという質問なんです。

○政府参考人(阪田雅裕君) 今御指摘のコメントは、専ら法的問題については法務省それから厚生労働省を中心に検討されたと思ひますし、私どもは特に関与をしておるわけではございませんので、直接それについてコメントすることは差し控えたいと思ひますが、一般論として言ひますと、先生御承知のように、最高裁の何度かの判決がございします。

例えば、名誉毀損について言ひますと、当該国会議員が、その職務とはかわりなく違法または不当な目的を持って事実を摘示するとか、あるいは虚偽であることを知りながらその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行つたと認め得るような特別な事情があることを国賠法の適用上は必要とするんだといふようなのが最高裁の考え方であるといふふうには承知しております。

○魚住裕一郎君 そういう立場からすれば、これは踏み出し過ぎだといふ趣旨ですか、三権分立の趣旨に反する。でも、そこまで内閣の方で出すのも変だといふ気もするんですが、じゃ、今引用のこの最高裁といふのは、国会議員が個別の国民の権利に関する法的責任を負うのは、故意に憲法に違反し国民の権利を侵害する場合に限られるといふその部分ですか。ちよつと確認ですが。

○政府参考人(阪田雅裕君) たしか昭和六十年の更生保護法の改正を怠つたといふものについての判決と、それから平成九年の九月でありましたでしょうか、委員会における発言が個人の名誉を傷つけたといふ争われた事件と、二つあるうかと

と思いますが、どちらもほとんど趣旨は変わらないというふうに承知しております。

○魚住裕一郎君 ちよつと整理で教えてほしいんですが、その今の発言、委員会における発言云々とありますが、この読み方なんです、この問題と免責特権とはどういう関係になりますか、憲法五十一條。

○政府参考人(阪田雅裕君) ちよつとまた最高裁の判決内容についてコメントすることも、政府の立場ではどうかというふうに思うんですが、私どもは、免責特権、憲法五十一條は、国賠法等の適用の関係においては主に二項の問題、すなわち国賠法一条二項ですね、個々の公務員に対する国の求償権の問題としてとらえられるべきなのではないかと。したがって、国賠法の適用そのものは、むしろ国会という機関の特殊な機能といえますが、直接個々の国民と向き合っているわけではないという、そういう特別な活動の形態みたいなもので、一条の適用の範囲というのが普通の公務員の行政執行と同じようには論じられないというような考え方を最高裁はとっておられるんだと思います。

今御指摘の免責特権との関係は、これは最高裁の判決は直接触れているわけではありませんが、でも、多分、国がそうして国賠法に基づいて損害賠償をした後に、個々の公務員、すなわちこの場合は国会議員であります、個々の国会議員に対して故意あるいは重大な過失があったとして求償するかどうかという問題であつて、そこは五十一條との関係で原則としては求償しないんだ、できないんだというような解釈が妥当なのかというふうに思っております。いずれにしても国賠法そのものは法務省の所管でありますので、ちよつと法務省の御意見も聴取していただければありがたいと思うんですが。

○魚住裕一郎君 いや、例えば国会議員が個別の国民に対して権利を侵害することを委員会の質問等で行ったような場合には国の賠償責任はあるんですか。そのときに五十一條はどうなるかという

求償の問題じゃなくて。

○政府参考人(阪田雅裕君) 先ほども申し上げましたように、国会議員の院内の発言等については損害賠償責任が問われるというのは、平成九年の判決では、職務とかかわりなく違法または不当な目的を持って事実を摘示し、これは職務行為ではないということですから、そもそも国賠法が登場する場面がないだろうと思うんです。あるいは虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、これは職務行為として行うということが当然あり得る、その場合には国賠法の適用があるというところを判決は述べているわけですが、こういった場合など、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とすると解すると。

これはなぜこのように理解をしているかというのは、先生も御指摘の憲法五十一條との関係でこのように理解をしているのか。もちろん、その前段に五十一條についても言及しておりますから、五十一條の趣旨が全く入っていないというふうには私も思いませんが、それよりは、むしろ国会が個々の国民に具体的に行政処分をやったり、あるいは何か強制執行をしったりというような執行をやっていない。要するに、多数国民の意見を代表してここで発言をされ討議をされ、その成果を法律等として制定されるという、そういう機能の特殊性に基づいて、むしろ国賠法の適用範囲というのがそんなに広大にはならないんだということとを述べているのかなというふうにも思うわけであります。

いずれにしてもそれは判決の考え方の問題でありまして、明示はされておられませんので、しかとしたことは申し上げられません。

○魚住裕一郎君 特殊、異例な事案といえますか、故意にあるいは虚偽をもって云々といった場合には五十一條の適用がないといえますか、その射程外だなどというふうに、そんなふうに今答弁を受けとめ

たところでございますが、なるほど、わかりました。

次に、国内人権機関といえますか、人権救済機関に関してちよつと質問をさせていただきます。近々、人権救済機関に関する人権擁護審議会ですか、この答申というのが出る予定でしょうか。そして、大体その審議経過といえますか、簡略に御説明をお願いいたします。

○政府参考人(吉戒修一君) お答え申し上げます。実は、人権擁護推進審議会でございますけれども、あした二十五日の午後第六十五回の会議を開催する予定でございます。その際に、今、委員御指摘のとおり、人権救済制度の在り方に関する答申、これを採択し確定すると、それで公表する運びになっております。

この内容そのものは、あしたのことでございます。そして、事務局の方から申し上げることは差し控えていただきたいと思いますけれども、内容的には、昨年十一月にこの審議会の中間取りまとめを策定、公表いたしました。そのことは御説明申し上げたと思いますが、その中間取りまとめの基本的な方向性を維持しつつ、残されておる宿題等につきまして詰めたというのがごく大まかな内容でございます。

○魚住裕一郎君 そうなりますと、その中間取りまとめでざっと項目だけ見てみますと、人権侵害態様に応じていろんな救済手法といえますか、措置を練っていただいているというふうに理解をするところでございます。たしかに原則でしたか、国内人権機関のあり方に関していろんなことを国連の方で提言されておりますが、政策提言機能といえますか、あるいは人権教育に関する機能、取りまとめでは、最後の一項にそういうふうなものが入っていると思いますが、今回の答申もそういう扱いになるんでしょうか、その二つの機能は。

○政府参考人(吉戒修一君) 今、委員御指摘のとおり、政策提言機能あるいは人権の啓発・教育に関する所掌事務というものが新しくできる人権救済機関の所掌事務であるということは中間取りま

とめに書いてございまして、その線はあしたの答申でも維持されるものというふうに承知しております。

内容的には、今御紹介がございましたように、パリ原則あるいは国連人権センターのハンドブック等々を踏まえまして、国内人権機構の独立性、中立公正性を持った委員会組織であるべしと、そのためには必要な調査権限あるいは救済手法を備えるべきであるという内容になるのかと思えます。

○魚住裕一郎君 今そこに座っていただいていると質問を聞いていただいたと思いますが、先ほどの高裁判事の少女買春、これは人権問題だと私はとらえて質問させていただいたんですが、やっぱり裁判官の人権教育ということは非常に大事ではないか。

あるいは、今、ハンセン病、やはり違憲だと。これはハンセン病で苦しんでいる方の人権を考えた場合に、やはり地裁で御指摘があつて、国民の皆様が本心にそのとおりだと思いでこの報道を見てみんな思つて、今回、控訴断念となつたわけでありまして、人権救済機関これが本心にがっちり機能していけばもっと早くいろんな手を打てると思います。教育にしてもあるいは政策提言、これは人権白書云々という文言もあるようでございまして、国会のけつをたたくといえますか、そういうことも期待されているのではないかとこのうに思うんですが、そういう点はいかがですか。

○政府参考人(吉戒修一君) まず、裁判官に対する人権教育の点でございますが、これは先ほど最高裁の方から御答弁されたとおりでございます。それに加えて、実は私、人権擁護局長も司法研修所の方に参りまして、年に数回程度、裁判官に対しまして人権について講義をいたしております。そういう形で少しお手伝いをさせていただいております。

同じようなことは新しい人権救済機関におきまして、国民一般あるいは公務員に対する人権の

教育、人権の啓発ということでしょうか、これは所掌事務としてきちんとやっていくものだと思います。

それから、もう一つのハンセン病の判決の關係でございすけれども、今回のらい予防法が憲法違反であつて、それについて是正をしなかつたことは違法であるというようなことでございすけれども、実は人權救済機關と申しますのは、人權侵害の事件をなるべく早い段階で解決をするという機關でございまして、被害者の方が裁判の方の解決を選択されるというような場面になりますと、ちよつと私どもの力の及ばないところになろうかと思ひます。

とりわけ、先生御指摘のとおり、ある法律が違憲であるとか、あるいは立法の不作為があるというような非常に重大な判断は、現にもとてもできませんし、新しい人権救済機関でもそこまでの調査、審理というのは恐らく無理ではなかるうかと思ひます。

○魚住裕一郎君 多分そういう答弁だろうなとはもちろん思うんですが、それは、ただ法務大臣の諮問に対する答申の中で議論してきたからそうなるんだらうと僕は思うんです。

だから、僕が言っているのは、人権救済機関というよりも国内人権機関だったらもっと違ってくるのではないか。要するに、人権オンブズマンみたいな形になっていけばいろいろな権能を付与できるのではないか。もっとそういう幅広の、人権のことはとにかくこの機関に行けばいろいろなことが窓口になれるんじゃないか、そういうことを期待しているんですけども、私は、また、国民もそんなじゃないだろうか。

今回のハンセン病の問題にしても、もつとそういう權威のある、とにかく人權機關としても、人を得れば、その人の言葉というのが大変重くて立法作業にも大きく影響を与える。これが諸外国の例であるようにございますけれども、そういうことを本来期待してしかるべきではないのかな、もつとそっちの方に踏み込むべきじゃないかと。

単に、人権擁護局の組織を横滑りで事務局をつくるみたいなそんなちっちゃいではなくて、もつと独立性を持たせていくべきではないかというふうに私は思っています。

もう一度、ちよつとその政策提言につきましてコメントをいただけますか。

○政府参考人(吉戒修一君) 審議会におきましては、現在の法務省の人権擁護機関の取り組みが実効性に欠けるところがあるということで、組織的な権限を相当程度拡充した新しい人権救済機関を設置すべきであるというような方向性での御議論ですので、委員の御指摘のような方向で仕事をしたいと思っています。

その際に、政府への政策提言機能あるいは助言機能というものが盛り込まれるものと思いますけれども、いずれにせよ、きょうの段階で余り答申の内容に踏み込みまして申し上げてもどうかと思ひますので、明日、答申が出ましたら、これを最大限尊重いたしまして、国民の期待するような人権救済機関というものをつくるために努力してまいりたいというふうを考えております。

○魚住裕一郎君 あしたの答申を楽しみにしておきたいと思っております。

次に、名誉あるいはプライバシーの侵害に対する民事救済につきまして若干質問をさせていただきます。

先般 衆議院の方で我が党の冬柴幹事長が質問をさせていだいたことに関連をするんですが、まず平成十三年度予算で四百四十八万九千円、この民事的救済に関する調査研究費というのが入ったと思うんですが、この執行状況をかいつまんで御説明をお願いします。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま着実に着手をして進めているというところでございますが、具体的には、世界の損害賠償制度、あるいは金銭賠償以外の救済方法等につきまして研究をするということで、研究の委託をするということで人選を進めているという段階でございます。

その受けられる方の予定の問題もございますけ

れども、なるべくことしじゅうには一応の報告を
いただきまして、それをもとにまた研究をしてい
くという段取りで考えております。

○魚住裕一郎君 この間の衆議院の方の議論も、何か慰料の相場みたいなのがあって、百万円ルールみたいな、どうしても損害賠償額、さらに高額にしていくべきではないか、そんな趣旨での質問だったというふうに理解をしておりますが、私も全くそのとおりだと思います。裁判所の方の御答弁の中で判例タイムズ千五十五号という引用もございましたけれども、確かにそのコメントの中、名譽毀損に対する損害賠償額が低調に過ぎると名譽毀損の加害者に不当な利益を得させ、名譽毀損行為を促進する機能を持つことになり、社会的にも不当、違法な結果を誘発しているというような、そういう指摘も見られるところであって、さらにこの額のあり方というものもしっかり見ていかなきゃいけないなと思っております。

あの質問の中でも、また私も前に取り上げたことがありますが、いわゆる懲罰的損害賠償。あのときの御答弁の中で、やはり民事それから刑事という大きく体系を分けた中で、やはり方でないといけないというような御趣旨の答弁だったと思うんです。

ただ、名誉毀損に苦しんでいる人をどう救済するかという観点からしてみれば、やはりその体系の見直しといえますが、そういうことも考えていく必要があるのではないかと。刑事の方を考えてみたら、組織的犯罪等を考えた場合に、不当な利益利得というか、そういうものを取り上げる、アメリカでいえばRICO法みたいなものもあるわけであって、それはもう民事、刑事両方動員をして犯罪行為を抑えるというような発想だと思うんです。

民事 刑事、二千年前はいざ知らず、分離してきたというのが歴史の正しい発展かのように見えてしましますが、ただそれだけにこたわっていても、やはりこの救済というのは得られないのではないか。

だから、この懲罰的という言葉はどうしても刑事的響きになってしまふけれども、しかしそれではどうしようもできない人権侵害、あるいはマスコミ等によつて名誉を毀損されてしまふは社会的抹殺と同様な行為になつてしまふ。そんなことを思へば、やはりそこはいわゆる懲罰的損害賠償ということも考えられていけばいいのではないのか、そういうふうな方向もぜひ調査研究をしてもらいたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほどこちよつとお答えした中で、ことしじゅうと申し上げましたが、本年度中というように訂正させていただきたいと思ひます。

れども、確かに私ども、現在我が国の体系は民事と刑事を峻別している。そういう中において、位置づけができるかということ、大変難しい問題ではございますけれども、この研究の成果を踏まえて、どのような方法があり得るのか。ただいま委員御指摘のような RICO 法、あるいは日本であれば新麻薬法と俗に言われておりますけれども、そういうような発想と民事と刑事が合体したような発想がございますけれども、そういうものの可能性等についても研究をしてみたいというふうに思っております。

○魚住裕一郎君　質問内容を変えまして、この間
の金正男ですか、らしき人間が日本に入り、そ
てまた強制送還といひますか出国されたわけであ
りますけれども、出入国管理体制というか、人的
物的な体制をきつちり整備していかないと、また
大変なことになるのではないかというふうに思つ
ておりますが、その辺の取り組みはいかがになつ
ていますか。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御指摘のとおりでございまして、私どももその辺のところは十分認識いたしまして、これまでも適正な出入国管理体制の充実をさせるために努力してまいったわけでありましても、現状を申し上げますと、入国

管理局、全国の職員数は総数で二千五百四十五人であり、このうち、出入国審査や在留審査を行います。出入国審査官の数は全国で千九百九十六人です。不法滞在等の摘発等に従事する入国警備官の数は一千二百人という状態です。

○ 国務大臣(森山眞弓君) 出入国管理体制の充実強化につきましては最近非常に御関心をいただいております。総理も力を入れて拡充強化するようというところをおっしゃっていただいております。

今、その方向で一生涯懸命努力しておりますが、どのような具体的な方法になりますか事務的に調整中でございますけれども、魚住先生初め先生方のどうぞ御支援をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○ 魚住裕一郎君 わかりました。

○ 林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。熊本地裁のハンセン病判決に控訴は行わないという政府の判断がきのう発表されました。熊本判決を聞いて、これでやっと普通の人間に戻れると喜んだのもつかの間、もし控訴されるようなことがあったら、元患者の皆さんは、自分の人生は再びやみに閉ざされてしまう、本当に自分の命をかけて控訴はしないでと訴え続けてきましたが、その原告団とそれを支持する人たちの声が政府に届いたものだ、私もこの控訴はしないという判断を評価するものです。

法務大臣は、所信表明におきまして、二十世紀は人権の世紀だというふうにお述べになりました。人権救済を所管する大臣として、それではきのうの発表のありましたこの政府声明、「ハンセン病問題について」というところをどういうふうに今後実行していくのかということをお聞きしたいと思います。

この「ハンセン病問題について」という文書では、「一般社会において極めて厳しい偏見、差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、」というふうに書いておられて、具体的な対応として「名誉回復及び福祉増進のために可能な限りの措置を講じる。」と書いておられます。そして、「名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進める。」ということも述べているわけですが、大臣はその所管の大臣として、この問題、どのように今後取り組んでいこうと思っております。

○ 国務大臣(森山眞弓君) この判決は、今、林委員が御指摘のように、ハンセン病問題の重要性を改めて国民一般に明らかにしたという意義が非常に大きいと思います。その控訴を取りやめた後の問題が実際には重要でございます。今おっしゃいましたように、具体的にはどのようにしたいのか、これから鋭意具体策を検討するわけでございますけれども、この判決自体が非常に大きな啓蒙的效果があつたのだらうと思ひますし、それに対して政府が、いろいろな問題はあるけれども、それらの問題にもかかわらず、控訴を思いとどまると決意いたしましたそのことも、多くの方に、この患者さんを初め、それを取り巻くさまざまな人権じゅうりんや差別問題というものがいかに深刻であつたかということを知っていただく大きな機会になつたと思ひます。

これらをもとにいたしまして、一層社会全体の意識を高めていただき、我々も、もし具体的な人権じゅうりんあるいは差別の事態がございましたときには救済できる方途を構築していきたいというふうに考えております。

○ 林紀子君 確かに、この控訴をしなかったというところそのものが、本場に多くの国民に対してひどい実態というのを謝らなければいけないというメッセージを發したというふうに思ふわけです。そこで、人権擁護局長にもおいていただいておりますのでお聞きしたいというふうに思ひます。

この政府声明は、ハンセン病の施設入所政策がそもそも多くの患者の人権に対する大きな制限、制約となつたというふうに言っているわけですが、けれども、この施設に入所させるという政策というのは、らい予防法、ここから生まれてきたわけですね。それで、このらい予防法のために差別、偏見、国民の中に本場に大きく植えつけたのではないかとこのように思ふわけですね。

局長も御存じのことと思ひますけれども、私も今まで原告の皆さん、元患者の皆さんにいろいろ

伺いたしたけれども、無らい県運動などということとで、その県には一人でもらい病の患者は置いてはならないということとで、まさにあぶり出すように、こういう表現が使われておりますけれども、患者を見つけて出して、そして強制収容をした。

それで、患者の住んでいたところは徹底的に真っ白になるまで消毒をされた。この菌というのはそんなに強力な伝染をするような菌ではないのに、もう見せしめのように徹底的にそういう消毒がされて、患者を療養所に入所させるときには、らい患者移送中というんですか、そういう張り紙という看板までつくつて、そこには一歩も人が近寄れないようにした。そういうのを見たら、だれでも本場にはらい病、ハンセン病というのは恐ろしい病気だというふうになるのは当然だと思ふんですね。そういうことをやったのが、まさにこのらい予防法であつたというふうに思ふわけですね。

差別につきましては、法務省の人権擁護機関におきましてかねてから非常に重大な人権問題の一つであるというふうな認識をしてきたところでございまして、これまで取り組みといたしましてハセン病患者や家族に対する偏見や差別を除去するために、関係の機関と連携しながら具体的に啓発活動、これを積極的に推進してきたところでございます。

ただいま御指摘いただきましたので、また昨日の官房長官の談話もございまして、今後一層関係の機関と協力、連携しながら、ハセン病患者の方や家族に対します偏見、差別を除去するために、さまざまな機会をとらえましてポスター、リーフレットの作成、配布、その他の積極的な啓発活動を今後展開してまいりたいというふうに考えております。

○林紀子君 そういう意味では、今申し上げました歴史の検証ということもあわせてお願いしたいというふうに思うわけですが、私がきのう、このことをお聞きしたいということで、一人人権啓発の予算というのはどのくらいあるのかということをお伺いしたんですが、もう夜も遅くて、なかなか幾ら幾らというの出していただけないかなんですけれども、法務省の人権啓発予算というのは何千万円の単位にもならないんじゃないかという印象を受けたわけなんです。

それははつきり伺わなかったんですけれども、やはり今までやってきたような啓発活動ということだけじゃやっぱりこれは済まないんじゃないかというふうに思うわけですね。ですから、そういう意味では特別にきちんとこの部分で予算をつけるといことも考えてほしいと思いますし、人権回復のやつていくそのスケジュールということにつきましても、特に急いでこういう計画も立てていただきたいなというふうに思います、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉戒修一君) 実は、先ほど申し上げました人権擁護推進審議会、これが平成九年の五月から二つの諮問につきまして調査審議してお

りまして、最初の諮問第一号、これは人権教育・啓発のあり方に関する諮問でございまして、この答申が平成十一年の七月に出ております。この答申を受けて、平成十二年度の人権啓発予算が約二十五、六億円に大幅に増加したということもございまして。

これを踏まえまして、十三年度予算もまたそれを増額していただいておりますけれども、そういう予算をこれから効率的に使って、委員御指摘のようなハセン病患者の方、あるいはほかにも人権課題はたくさんございますけれども、世間一般に人権の啓発につきましましてさらに充実した事業を展開していきたいと思っております。

○林紀子君 今、局長が答えくださいました二十五億円から二十六億円あるというのは、それは地方に対して委託という形で事業をしてもらっている、それも含めてなんじゃないかと思うんですね。そして、その地方の方に委託をする金額が二十四億円だということにお聞きいたしました。そうしましたら、一億円か二億円はじゃあるのかと、本省の方にということになるのかなというふうに思っておりますが、数千万円よりも多かったということはわかりましたけれども、大部分はやはりそういう意味では地方に委託をしているという形になるんだと思うんです。

私は、地方でそれぞれどういう人権問題で委託をされているかというのが、十分ではないんですけれども、ちょっと見せていただきましたら、同和問題には一八・五%そのうちのお金が使われている。私も非常に関心のある女性問題では、ぐっと減りまして四・三六%。子供の人権擁護ということでは二・三五%というふうに伺っているわけですね。一番多いのがその他人権一般という項目だということに伺っているんですね。七二・三%。ですから、この他人権一般というのが何を指すのか、この項目を見させていただいただけではよくわからないんですけれども、ぜひその部分も、ハセン病のこのひどい偏見、差別をなくしていくためにということで大いに活用していただ

きたい。地方分権ということで、委託事業にしてしまうわけですから、法務省の方からあやれこやれということと言えるのかどうかということもあるわけですが、しかし地方がみずから計画を立ててハセン病の差別をなくしていくということは非常に大きい意味があると思うんです。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、無らい県運動というのは、それこそ地方自治体のみずからの仕事として、一人一人この村にどの町に患者がいるかというのをあぶり出して見つけ出して、そして療養所に送り込んだという歴史があるわけですからね。

本当に、そこでそういう人たちにまたふるさとに帰ってきてもらいたい。もう高齢の方が多いわけですから、本当にふるさとに帰れるような方がいらつしやるのかどうかということもありますけれども、もう気持ちとしては村も町も本当に挙げて、こういう判決がきちんと出たんだからぜひ我が町に帰ってきてほしいと、そういうようなことが言えるようになるような、そういう啓発をしていただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉戒修一君) 人権の啓発事業は、委員御指摘のとおり、かなりの部分が地方委託という形でさせていただいております。具体的には、都道府県と政令指定都市に人権の啓発事業を委託いたしております。

ただ、これは法務省の方から地方に予算をばつとつけるということではございませんで、各都道府県、それから政令指定都市からあらかじめその年度における啓発事業の事業計画を出させまして、これを法務局、そして法務省の方で査定いたしまして予算をつけていくという形でございますので、十分に私どものコントロールがきくといえます。しかし、考えは尽くせるものと思っております。

したがって、今回の判決を契機にいたしまして、私どもも、非常に重大で深刻な人権侵害で

はございますし、委員の御指摘のような形で今年度の執行を考えていきたいというふうに思っています。

○林紀子君 ぜひそれはお願いしたいと思っておりますし、人権回復のスケジュールというののもきちんと立てながら、きのうのきょうですから、こういうことが立てられましたということにはもちろんなりませんが、急いでそれをやっていたいただきたいということをお願いしたいと思います。

そして、再び大臣の方にお願いがあつたわけですが、人権擁護局では今のような対応をしてくださるということなんですけれども、これは元患者の皆さんの声も十分聞きながら、そういう計画も立てていただきたいなと思うんですが、大臣には今すぐにも取り組んでいただきたいなことも含めて御提案をしたいというところがあるんですが、それは、関係関係と連名で入園者とその家族の皆さんに対して、この政府の声明ですね、この内容に沿った形でお手紙を出していただけないかということなんです。それにももちろん費用はかかりますけれども、一人一人にそのお手紙を出すということはやはり受け取った患者の皆さんは、そう、本当にここで人間回復できたんだということをきちんと受けとめられると思うんです。

本当は家族の皆さんにも全員に出していただきたいと思うんですが、残念ながら今までの経過を見ましたら、その家族とも音信不通になつていて、先ほど申しましたように、もうとことん恐ろしい病氣だということを見ながら、周りの人たちが思つて、家族もそこにいらなくなつて、散り散りばらばらになつて今どこにいるかわからないという、そういう方もたくさんいるというのを聞いたわけですから、家族に出せといつても全員出せるかどうかかわかりませんが、でも少なくとも、今度の控訴をしないということを知り、私もその家族ですということを名乗り出てきた方もいらつしやるわけですし、そういう方も含めて、関

係大臣、関係閣僚とも御相談の上、こういう方策

をすぐにもとっていただけないかということをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 御提案のようなやり方は相当の効果があると思いますが、なかなかいいアイデアだとは思いますが、おっしゃいますように、関係大臣とも相談いたしまして、連名でやりますかあるいは総理が代表していただくか、具体的な方法につきましてはみんなと相談して決めたいと思います。

○林紀子君 ぜひお願いしたいと思います。

そして、ちなみに申し上げますと、一九九七年、らい予防法が廃止された翌年なんですけれども、そのときちょうど厚生大臣は小泉さんだったんですね。そのとき、衆議院の予算委員会が我が党の委員が、ぜひ、今のうちに、らい予防法が廃止されたから小泉大臣に手紙を出してほしいというお願いをしたんですね。そうしたら、そのとき、「ハンセン病に対する正しい知識の啓発活動」この活動にもより一層努力を続けていきたいと思

います。」と当時の小泉厚生大臣は答えになりました。そして、手紙はどうですかということに対しては、「今後、この対応によっておこたえていきたいと思

います。」ということ、結局お手紙は出していただけなかったんですけれども、このときお手紙を出していただけたら、もうちょっとまた違った状況にもなっていたかなとも思うわけです。しかし、また一歩、今状況は違つて前進をしたわけですから、ぜひ今、森山大臣がお答え

いただきましたような形で対応していただけたらというふうに思うわけです。

そして、もう一つなんです、今国立の療養所は十三ありますけれども、もう各大臣大変お忙しいのはわかっておりますが、これも関係大臣と御相談いただいた上で、その一つ一つに足を運んで

いただく、やはり今の政府声明の本当に謝罪をするところを中心、その場で皆さんにじかにお伝えいただきたい、そういうことも思っているんですが、手紙と一緒にそのことも御相談い

ただけないでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) それもできればいいことだろうとは思いますが、実際問題としてどのよう

なやり方がよろしいか、これもあわせて検討、相談させていただきたいと思

います。

○林紀子君 それはぜひよろしくお願いいたします。

この控訴をしないというのを聞いた原告団の一人が、ハンセン病への偏見を是正するために国を

挙げて啓発運動をしてほしい、私たちも小学校や中学校での講演活動などを始めており、差別を受けたことをどう世の中に知らせていくか今後も模

索していきたいと、みずからの決意も語っておりますので、本

当に原告の皆さん、元患者の皆さんもその意気込みで頑張つていらつしやいますので、よろしくお

願いしたいと思

使用を運用しやすくするという指示を出したとい

う報道を見ました。これ自体は今の通称使用をしたい、別姓がなかなか進まないからということ

否定するものではないんですけれども、しかし政府として行うということは、運用の改善にとどま

るんじゃないで、あくまでも法改正ということに

に進んでいくべきではないかというふうに思

います、森山大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃいますように、これは価値観多様化の時代、その他少子化の時代、

民法が今のようになつた時代とは全然様子が変わつてまいりましたので、検討して法改正をせ

ひしたいと私は個人的にそう思つておりますが、しかし法律改正いたしますのは少々時間も手間

しかし、文部科学省の科学研究費の申請にしま

しても、大学で本人の確認ができればいいという

ことで、今年度からは通称での申請も可能にする

というお答えもいただいているわけです。ですから、文部科学省に対しては、採用などにつきま

しても通称使用の運用の改善を図つて各大学に徹底

するようにというお願いもしているわけなん

です。

私は、やはりたくさんの方が民法を改正してほ

しい、選択的別姓をしてほしいということ、いろいろ

んです。だから、悪くしたら偽名を使つたな
んというふうには言われかねないし、今、アメリカ
との間でいろいろな特許の訴訟なんか起こつて
おりますけれども、そういう場合に備えた場合に
は全部戸籍名でなければだめだ。

だから、女性が本当に職場でいろいろ進出して
いろいろな分野で活躍しようと思えば思うほど通
称使用じゃもうだめだというのがこれで明らかだ
と思ひますので、ぜひ法務省の方としても、大臣
としても急いで急いでこの民法改正というのに取
り組んでいただきたいということを最後にお願ひ
したいと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 今おっしゃいましたこ
とは十分私もよくわかります。これは、やはり社
会全体の認識を進めていただく必要があるわけ
で、例えば法律をつくつていこう、あるいは改正
していこうという場合には、やはり国民全体の理
解が相当程度なければ、受け入れられないという
ことになるのでは意味がないわけですので、社会
の皆様、国民全体に理解をしていただくように、
その方の努力もしなければいけないと思ひます。

選択的夫婦別姓という言葉で今、私も承知し
ている者の中ではすぐわかるんですけども、一
般の国民の方の中にはまだすべての人が別姓にな
るのかと誤解していらつしやる方もあつて、それ
はちよつとというのでためらつてゐる、反対して
いるという方もないわけではないらしいので、皆
さんに実際のところを理解していただく努力もこ
れから少し続けなければいけないのではないかと
思ひます。

○橋本敦君 続きまして、私も質問をさせていた
だきますが、きょう私は被告人、被疑者と弁護人
との接見交通権の問題についてお伺ひをしたいと
思ひます。

まず法務省の刑事局長並びに矯正局長に、基
本的な認識として、わかりきつたことですが、確
認的にお伺ひいたします。

この自由交通権あるいは秘密交通権と言われる
被告人、被疑者と弁護人との接見交通権は、憲法

並びに刑事訴訟法に基づく基本的な被告人、被疑
者の権利であり、弁護人の弁護権の核心をなす重
要な権利であるという、この認識は変わりませ
ぬ。

○政府参考人(古田佑紀君) 委員御指摘のとおり、
弁護人との秘密接見交通権は憲法上の弁護人選任
権を實質的に保障するための重要な権利であると
保障しております。

○橋本敦君 したがつて、この権利を不当に侵害
することがあつては絶対にならない、これを尊重
するという立場は、法務省の行刑行政、弁護人あ
るいは被告人、被疑者の扱いについても最大限尊
重するという姿勢を貫いて行政として行ふべきだ
ということ、矯正局長、考え方として当然のこ
とです。

○政府参考人(鶴田六郎君) そのとおりでござい
ます。

○橋本敦君 ところが、私は看過できない事件が
起つてゐるということで質問するんですが、こ
の二月に仙台の拘留所で、弁護人が接見に参
りましたら、その拘留所の接見室に実はミラーが
取りつけられていて、そしてそのミラーから様子
が監視されるという状況であることがわかり、し
かもその後で刑務官がビデオの隠し撮りをして
いたと、そういう疑惑が生じたということが大き
く新聞にも報道され、弁護士会でも問題にいたし
ました。

さらに続いて、ことしの五月の段階ですが、多
くの新聞は、仙台だけではなくて全国の多くの刑
務所や拘留所において接見室にマジックミラーが
設置されている、容疑者やあるいは被告人、弁護
人の接見が監視をされている、そういう重大な疑
惑があるということを多くの新聞が報道いたしま
した。私は、これは接見交通権とかかわり、憲
法とかかわりで大問題だと思うんです。

こういう接見室のマジックミラーというのは、
一体全国の施設の中でどれぐらいつくられてい
るんですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 全国で三十九庁でござ

います。

○橋本敦君 その三十九庁というのは、本所、支
所、いろいろありますが、本所及び支所を合わせ
て今おつしやつた数だということですが、例
えば札幌刑務所、函館少年刑務所、府中刑務所、
横浜、三重、京都、神戸、広島、長崎、こうい
つた本所があり、支所としてはそのほかに随分全国
でたくさんあるわけですが、これはいつごろから
やられてゐるんですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

ただいま委員が御指摘になりました三十九のう
ち、本所と申しますか、本所施設が九施設、あと
は残りは支所ということで、これが三十九庁とい
うことです。

これについて、いつごろからマジックミラー、
あるいは普通のガラスにマジックミラーのような
フィルムをつけたという、視察窓にそういう設備
を施したのは、古いところでは昭和五十年の半ば
ごろですが、一番新しいところでは昨年までと
その期間にそれぞればらばらという形で設置され
てゐるということでございます。

○橋本敦君 昭和五十年ごろから始まつたとい
うんです。

こういうミラーを設置するということについて
弁護士会は全然知らなかつたと思うんですが、何
の通知もない、これは間違ひないですね。

○政府参考人(鶴田六郎君) このいきさつにつ
きまして申し上げますと、特に接見室の視察窓の構
造につきまして、マジックミラーあるいはそのよ
うなたぐいのものを取りつけるということを特に
本省の方から指示して全国一律にしたというわけ
ではございません。建物を新築するといったよう
なときに各施設の判断でやつたということござ
いますので、それぞればらばらになつております
し、その際、弁護士会と御相談したかどうかとい
うのはちよつと、通知はしたということはないと
いうふうに思ひます。

○橋本敦君 弁護権、接見交通権に重大なかわ
りのある弁護士会に何の通知もしないで、しかも

本省の統一的な指導ではなくてばらばらにつく
たというんですから、こういう法務行政というの
は一体本当に正しいんだろうか。

そうしたら、聞きますけれども、弁護士会に対
して回答を寄せて、全国三十九カ所の設置場所は
これは最近通知をされたんですが、それは間違ひ
ありませんか。

○政府参考人(鶴田六郎君) この件につきまして
は、ことしの三月だと思ひますが、日弁連の方か
らマジックミラーの敷設状況について全国の施設
名等々につきまして照会がございましたので、そ
れについては、私の方から正式に日弁連の方に三
十九庁の具体的な名前等も含めまして回答したと
ころでございます。

○橋本敦君 だから、その設置してゐる場所につ
いてはもはや秘密でも何でもないといいことであ
るわけですが、何の必要があつてこういうことを
やつたんですか、端的に言つて下さい。なるべ
く簡潔に、必要性について。

○政府参考人(鶴田六郎君) なかなか一言でちよ
つと申しにくいものですが……

○橋本敦君 何を意味してゐるんですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えさせていただきます
ますが、全国的に拘留所あるいは拘留支所
におきましては、私の承知してゐる限り、すべて
につきまして弁護人の接見室については視察窓と
いうものを設けてゐるわけでございます。

この視察窓というものは、監獄法百二十七条一
項ただし書きにおきまして、刑事被告人とかある
いは刑事被疑者と弁護人との間の接見については
立ち会いはできないというふうになつております
けれども、その場合におきまして、同じ条文の
二項で、逃走、不法な物品の授受または証拠隠滅
その他の事故を防止するための必要な戒護の措置
を講ずべしという規定がございます。その規定の
関係からそういう視察窓というものをつくつたと
いうふうには理解しております。

具体的にどうしてそういう必要があるのかとい
うと、例えば弁護人の方も、接見が終わつた後、

退室されるときに職員に連絡なしに退室される方もおられることがあります。その場合は接見室に被收容者が無戒護の状態のままになっている。そういうことだと、戒護の責任を、またその職責を負っておられます施設といたしましてはそのまま放置できませんので、例えば接見が長時間に及んだ場合の接見の進行状況を確認する必要があるとあります。

それからまた、被收容者の中には精神状態が不安定のために自傷行為等のそういった行為に及ぶ場合もないとは言えませんが、そういったときにはこれを制止する必要があるとありますので、その動向を視察する必要があります。

そのほか、監獄法百二十七条二項で規定しているようなことについても防止する必要があるとありますので、そういった観点から職員が視察窓から接見内容の、被收容者の動向等を確認しているという実情にあります。先ほども冒頭に述べましたように、被告人の接見交通権ということは重要な権利であるということを十分承知しておりますので、こういった視察窓からの視察ということに関しては、必要がある場合に一瞬にして行うというようなことでやっておるといってござい

ます。

○橋本敦君 視察窓の話じゃなくて、マジックミラーまで取りつけている。弁護士は見られていることがわからない、被告人も被疑者も見られていることは意識できない。プライバシーの侵害も甚だしい。甚だしいだけじゃなくて、そういう施設があること自体が自由交通権、秘密交通権を侵害するおそれがあるんですよ。マジックミラーを何でつけるということ、何の回答にもなっていない。

例えば、あなたが言われたように、自傷行為等のおそれがあると。そんなことが、弁護士との接見の際に自傷行為を行った例が一件でもあります。私が聞いている限りないですよ。あるかないか言ってください、まず。あるかないか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 現時点ではちよつと

把握しておりませんが、先ほどの答弁についてちよつと。

なぜマジックミラーを施設がつけるようになったかということについてお答えしたいと思えますけれども、確かにマジックミラーは職員の側だけしか視認できない。ですから、弁護士さんの方からはそれがわからないということがあるわけですが、これをなぜ設置したかということになりますと、一瞬とはいえ、やはり視察窓から顔をのぞかせて見るということになりますと、接見中の弁護士さんの方に例えば気が散るようなことで御迷惑をかけるようなことになるというふうなことで、その点を配慮したということだというふうに承知しております。

○橋本敦君 見られるよりも秘密に見る方がいいというふうな、そんな理屈あります。プライバシーの侵害甚だしいじゃないですか。そうでしょう。

しかも自傷行為という事例はない。証拠隠滅だとか物品を渡すなどというのは、あの施設の中でできるわけじゃないじゃないですか。外国の施設と違って、日本の接見室というのは、直接に物品を渡したり交通とかできないようにちゃんとなつています。何の必要もないんですよ。何の必要もない。にもかかわらず、そういうことをやっている。しかし、本当に合理的に必要であり法律上の根拠があるなら、設置するところがあり設置しないところがあると、そんなばらつきがあること自体おかしいですよ。

こういうミラーを設置できるという法律上の根拠ありますか。何条に基づくんですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。直接的な規定はございません。

ただし、先ほど申し上げました、監獄法と私、申し上げましてちよつと間違えました。監獄法規則の百二十七条二項に一応の根拠を有しているのではないかとこのように考えております。

○橋本敦君 それは根拠になりませんよ、そこに書いてあることはきつとガードされているんだ

から。根拠にならない。あなたがおっしゃっている明白な法律上の根拠ないんですよ。

だから、まさに憲法上の権利にかかわるこの問題について、本当に合理性があり必要性があり法律上の根拠があるんだとすれば、全国の施設の中で四割足らずのこれだけがつくられてほかにはないというふうな、そんなおかしいことないですよ。全国百八十九施設の中でこういうマジックミラーがあるのは、今あなたが答弁されたようにわずか三十九ですけれどもね、そうでしょう。法律上の根拠をあなた、やるべきですよ。ないんですよ。ないから適当にやっているんですよ。やめるべきですよ、こういうことは。

だから、日弁連もこの問題を真剣に取り上げて、この問題については全面撤去を要求するという態度を明らかにしておりますし、例えば学者でも、大阪国際大教授の井戸田先生は、弁護士以外の立会人の有無だけではなく、だれにも知られず自由に接見できることが、これが大原則なんだ。内容以外にも、接見の様子も秘密でなければならぬ、そういう大事なもののなんだと。第三者が監視できる構造が問題なんだと。まさに、接見交通権を尊重するという考え方に立てばこういうことなんだですよ。

だから、日弁連は、この問題については重要な問題ということを考えまして、接見室のドアに設置されたマジックミラーを通して行う接見室内の監視は、その監視が戒護上の理由を超えて接見の内容を探知しようとするものであるかを否かを接見当事者が把握できず、どういう目的でやっているのか何かよくわからない。事実上、秘密交通権の確保を妨げるおそれがあるから、こういう状況は放置することができない。憲法原則の上に立つて、これらの撤去について法務省と、近く申し入れをして話をするという方針を出しているのは当たり前だと思ふんです。

法務大臣、日弁連のこの見解について、私は、当然しつかり受け入れて、こういった秘密に監視ができるマジックミラーなどは当然設置を取りや

めるといふようにすべきだと思いますが、日弁連との協議を誠実に法務省としてもよく胸襟を開いてやっていただくということを約束していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 接見室の視察窓、それがマジックミラーのようなものになっているというお話でございますが、接見室はもちろん必要な場所であり、視察窓というものも必要があつてつづけているようでございますが、そのマジックミラーになっているというもの、今話を聞きますと、善意から、弁護士さんの目ざわりになってはいけないうちの気持ちから始まったことのようにございしますが、今のような誤解が招かれせんように多くのの方の御意見を伺ひまして、日弁連の皆様とも意見を交換し、また現場の意見も聞きまして適切に対処したいと存じます。

○橋本敦君 時間が来ましたから、撤去を要求して、質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。国会の立法不作為が違法であるという判決が出ましたが、私は、きょうはまた別の意味の立法不作為をお聞きしたいと思ひます。

私は、国会の中の立法不作為の非常に大きな問題は、やはり民法改正の問題だと思ひています。私の周りにもたくさんいますし、手紙もたくさんもらいます。メールももらいます。

民法改正の集会があつたようですね。夫婦別姓を待つて二十年たちました。だんだん年になつてくるといろいろ問題など出てきて、ああ、もう待てないなと思ふようになつてきました。次の方は薬剤師の方なんです、職場では上司がかわるたびに言葉を尽くして理解を求めながら旧姓のまま働いてきました。薬剤師として働いております。転職のときは、薬剤師免許を旧姓のまま使用するために、当時の厚生省や保健所に何日もかけてかけ合いました。しかしながら、十五年は余りにも長く、このまま改正されなければ上記のような理解が得られ続けるのかと本当に不安な毎日ですという、非常に長い間待っていると。しかも、

多くの女性の方は、妊娠年齢などもありますので、一体どうしようかというふうにいる方も多いいです。

国会の中でも、野田聖子さんと鶴保庸介さんの結婚で、野田さんも鶴保聖子には余りなりたくない、鶴保庸介さんも野田庸介ではなく鶴保庸介でやりたい。つまり、一人とも結婚の意思もあり、大事にしているんだけれども、結婚届を出すかどうか一方が必ず姓を変えなくてはいけないので、結婚の意思もあり、気持ちもあり、幸せになりたいたいというのに結婚届が出しにくい、出せないという、そういう問題が実際に起きています。

御存じのとおり、今、国会議員の中には通称使用、あるいは事実婚という形の人たちもどんどんふえておりますし、秘書の方、スタッフの人たちの中にももちろんそういう人たちが出てきております。

今、二十代、三十代の人たちがそういう悩みを抱えていらっしゃることに、大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほどにもお話が出ましたように、この民法の規定ができた時代と今はすっかり様子が変わってきておりまして、価値観は多様化いたしますし、家族のあり方も違っています。ですから、以前のままでそれをどうしてもみんな守っていくというのは余りにも無理があると。今の事例もそのうちの幾つかだと思います。

やはり、多様な価値観を認めて、それぞれ自分なりの生活を過ごしていくことを尊重していくという今の私どもの考えからしますと、この法律もできるだけ早く見直しをして改正をしなければならぬ重要な課題だと私自身は思っておりますが、先ほど申し上げましたように、やはり国民全体の理解がある程度進んだということを見きわめなければ法改正に着手するというのは難しい面がございますので、近く、たしか九月のころにと聞いておりますが、内閣府でも世論調

査をする。五年ぶりの世論調査をして最近の動向を把握したいと思っておりますのでございますので、それらの結果も参考にし、また議員の皆さん方の議論も踏まえまして慎重に検討していきたいと思っております。

○福島瑞穂君 国民の理解が必要だというのはもちろんそのとおりだと思います。しかし、現に困っている人がいて、幸せになりたい、あるいは本当に困っているという状況が日々日々生じているのに、それを放置することはやはりおかしいのではないかと思います。

通称使用のことについてこれからちよつとお聞きをしたいと思いますが、例えば大学でも、大学本部の事務局と話してみたのですが、別姓が法律で認められていないので認められない、これは何とか大学の方針ですと言いつつ、ぐうの音も出ませんでした。これが現実でした。がっかりです。

それから、私は東京都の小学校で教員をしています。この春、結婚をする予定で、学校での旧姓使用について交渉中なのですが、なかなか話がまとまりません。公的には認められないようなのですが、校長の判断で使用可能という返事が初めに来ました。しかし、前例がない、そういう面倒なことはやめた方がいいと言われ、このまま押されてしまいそうな状態です。

それで、お医者さんなどから大変たくさんいただきます。今、女医さんが大変ふえておりまして、厚生省の方にお聞きをいたします。結婚をして名前が変わった場合、医師免許などはどうなるのでしょうか。

○政府参考人(中島正治君) ただいまの御質問でございますが、医師免許証につきましては、免許証を所持しておられる方が免許を受けられました本人と同一人物であるということとを間違いない確認できるものである必要があるわけでございます。そういった趣旨を踏まえまして、厚生労働省で管理しております医籍におきましては、現在の戸籍上の記録に基づいた事項を登録して管理をしているわけでございます。

また、免許証につきましても、円滑で迅速なその確認作業ができるように現行の戸籍上の姓名に基づきまして発行しているところでございます。現在、旧姓におきます免許証の発行は行っておりません。

○福島瑞穂君 では、もう一回重ねて、例えば福島瑞穂がお医者さんをやっている、結婚して伊集院瑞穂になるとしたら、伊集院瑞穂に医師免許証を書き直す必要はないんですか。通称使用は可能でしょうか。

○政府参考人(中島正治君) これは、現行制度におきましては、戸籍上の変更があった場合にはそれを届け出ていただく必要がありますが、免許証につきましては、一たん旧姓で免許証が発行された場合には、必ずしもそれを変更しなけことができないという規定になっております。

○福島瑞穂君 つまり、どの段階で結婚したかによって免許証を書きかえる必要があるかどうかということは生ずると思います。

次に、別のお医者さんのメールを御紹介します。私は女医ですが、それまで十年以上仕事をしていたこともあり、患者さんの混乱を避けるためにも婚姻後旧姓を使用しておりました。最近になり、事務の方から法律上問題に当たると指摘され、診断書、カルテのサイン、表向きの広告などは戸籍名にするよう指導されました。それが嫌なら医師免許証を旧姓に書きかえろとのこと。大学の教育は通称使用で問題ないのですが、診療上はやはり変更するしかないのでしょうかというのがあります。

ですから、問題は、私が例えば医者をしていて途中で結婚すると医師免許証を書き直す必要はないという問題もありますし、医師免許証は書きかえなくて済んだ場合でも、あるいは医師免許証を書き直したとしてもカルテや診断書や広告を通称でできるかどうか。現場ではなかなかできなくてとても困っているというのがあります。厚生省管轄のさまざまな免許の問題で、この通称の

問題点が出てきています。

今、企業では、例えば連合女性局が一九九八年に加盟労組を対象にした調査では、認めている範囲にはばらつきがあり、名刺や名札などは八〇％を超えているが、給与明細や振り込み口座までとなると二〇％と低い。九八年の連合女性局の調査では、旧姓使用を認めていない場合の今後の対応を尋ねている。その結果、最も多かったのは、法律の改正がなければ認めないで、五二％になっています。つまり、法律が改正されない限り、あなたが今までの名前を使うことはできないですよと言っている企業が五二％もあるわけです。

それで、大臣はもうこんなことには実は御存じだと思いますが、戸籍とパスポートが身分証明で使いますが、それが主に戸籍名です。それから、住民票と印鑑証明が連動しているの、印鑑証明は戸籍名ですから、印鑑証明を使う部分は必ず戸籍名になります。ですから、登記簿謄本や、あるいは取締役になるとか、不動産登記簿謄本も含めて全部これは戸籍名でないと、印鑑証明と合わせなくちゃいけないわけですから困るわけです。

それから、今は銀行などが違う名前、偽名の口座開設することを嫌いますから、会社で仮に少しでも通称使用ができて振り込み口座は戸籍名とか、生まれたときからの名前と戸籍名の間で、その二つの名前の使い分けでみんな本当に悩むわけです。

こういう通称使用の本当に具体的な実態でいろんな人が苦労しているということについて、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(森山眞弓君) 今いろいろな例をお話しさせていただきましたが、私のところにも同様のメールやファクスや手紙が参りまして、私もそういう声を聞いております。

何とか希望する者が別姓を名乗ることを許される道というものを開きたいというふうに、私個人は強く感じております。

○福島瑞穂君 どうもありがとうございます。

う言つていただくと本当に心強く思います。

でも、きょう質問通告をしているのでちよつとまた言いますと、裁判官が判決書を通称で書いている例はありますか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 裁判官につきましては、戸籍上の氏名以外の通称を判決、決定等に書くことは承知しておりません。

○福島瑞穂君 では、検察官が検面調書を作成する場合に、通称で行っている例はありますか。

○政府参考人(古田佑紀君) そのような例はないと承知しております。

○福島瑞穂君 ですから、例えば検察官などの女性で名前を変えない場合は事実婚、結婚届を出さないという形で子供を出産しております。つまり、やっぱり戸籍名、公文書を戸籍名でだめじゃないかと、まだ例がないということでは自分から事実婚で子供を産むという例が検察官などの場合には出ております。それはやっぱり本末転倒ではないかと。事実婚の場合にはやはり問題なのは、例えば法定相続人にならないとか、配偶者ビザが取れません。ですから、結婚届を出さないで名前を変えないで頑張ろうといっている、外国に行く場合は配偶者ビザが取れない。

さまざま問題が生じますが、こういう問題について、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 必ずしも専門的な職業についておられない方でもそのような支障が出てきているということを考えますと、先ほど来申し上げておりますように、新しい今の時代の生活に合うような法律にできるだけ早く変えなければならぬのではないかとこのように思います。

○福島瑞穂君 どうも本当にありがとうございます。

夫婦別姓選択制を導入した場合に一体何が問題なのかということが実は私はよくわからないんですね。弁護士としては、夫婦同姓で仲の悪いカップルをたくさん見てきたので、夫婦同姓で一体感が持てるのかというの、もうそれでうまくいくんだっただれも苦労はないというふうに思います。

ます。あるいは御存じのとおり、国際結婚の場合には、例えば私がトム・クルーズと結婚しますとちよつとずうずうしいのですが、すごいずうずうしいんです。そうすると私、クルーズ・瑞穂でもいいわけですし、福島瑞穂とトム・クルーズと一緒にいいわけなんです。現に、国際結婚のカップルは別姓、同姓選べるわけですし、その場合にあなたは別姓だから、夫と名前が違うから家族が壊れるとか一体感がないというのは物すごく失礼な話ではないかというふうにも思っております。

森山大臣、具体的に別姓選択制にすると本当に何か問題が生ずるのでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) いや、夫婦の仲がいいか悪いかということ、それから姓が別姓であるか同姓であるかというのは直接の関係はないと思います。

○福島瑞穂君 私もそのとおりだと思います。では、法制審議会が五年間審議をしてくださって、法務大臣に答申が出たのが一九九六年です。法務省はずっと努力をしてくださっていると思いますが、現在、法改正に向けたどのような活動をするのか、大臣は、先ほど国民の中の支持を得ることが極めて重要だといふにお答えになられましたけれども、法務省として、法制審議会が優秀な学者を集めて五年間やって結論を出したわけですから、本当に頑張つて当時一九九六年の段階で答申を出しているわけですから、法改正に向けた活動についてよろしくお願ひします。

○国務大臣(森山眞弓君) 九六年、つまり平成八年のときに法制審議会の答申が出まして、私も非常に画期的な答申だということで驚いたくらいでございますが、そのとき法務省の担当者は非常に熱心に説明もしてくださいましたし、いろいろな場に出て広報活動もされたわけでございますが、まだ余りにも先進的だったせいでしょうか、一般の国民にはちよつと突然だったこともありまして、理解しがたかったのかもしないというふうに思いますし、なお答申の内容が非常に多岐にわたつておりました。私個人の感想を申し上げますと、そのとき法務省の担当者は、それを全部網羅した総合的な改正を一度にやりたいというふうに思っておられたやうでございます。そういう角度から熱心に努力しておられたんです。

しかし、私は、それぞれの項目、一つ一つみんな大事ではありますけれども、このAは賛成だけれどもBはちよつと、またCは難しいんじゃないかと、いろいろ感じ方がそれぞれありまして、全部一遍にというとう非常に難しくなるのではないかとその当時、私、私に説明してくださった法務省の担当者にもそんな感想を言ったことを記憶しておりますが、これは一つ一つそれぞれみんな大事ですから、一つずつやっていった方がいいのではないかと今、私は思っております。

選択的夫婦別姓の問題については、先生方も大変御熱心に取り組んでいただいて、議員立法の提案もしていただいたりしてございまして、この問題は少し動きが、今までもずっと続けてやっていただいていたかなと思ひますし、ここへ来ていろいろな方からの御意見も活発に出てまいりましたので、少し順序をつけて少しづつやっていった方が結果的にはうまくいくのではないかと、これは私の個人的感想ですが、そう思っております。

○福島瑞穂君 議員立法が衆参あわせて御存じ出ておまして、民主、社民、共産、無所属の一部の方の議員立法が出ております。そして、公明党はずっと十数年前からこの夫婦別姓選択制などについては非常に熱心に賛成の政党です。

ですから、国会の中でも一体何が障害になつていのか個人的にはわからないと。だって、現に自民党のプリンスではありますませんが、野田聖子さんなども困つていらつしやるわけですから、具体的にいうとみんな困つていらつしやるわけですから結婚される方もいっぱいらつしやるわけですから、一体何が障害になつていらつしやるのか。○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおり、具体的な障害というものはつきり私にも理解できないんですけども、与党の中にも、特に自民党

の中にもおつちやつたやうな例がございますし、関係の女性議員は非常に熱心に行つておりますので、できれば野党の先生方が提案していただいた議員立法の案、それも材料にして、皆さんで話し合つてみていただいたら一つの方向が見出せるかもしれないというふうに思っております。

○福島瑞穂君 小泉総理は改革断行内閣というふうに行つていらつしやいます。聖域なき構造改革なわけですから、たとえれば、結婚のほんのちよつびりの規制緩和がなぜできないのかというふうにも思っております。改革断行内閣とやりながら、どうして若い人たちの結婚、幸せになろうとするのを邪魔するのか、本当の意味での改革断行内閣なのかという意見も出てきておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 私は個人的には、何回も申しておりますが、福島委員とほとんど違わない意見を持っております。しかし、大臣として、あるいは内閣提案の法案として提出するということになりましたと、自分だけが賛成であるとか自分だけがこうしたいと思うというだけでは十分ではありませんので、いろいろと手順が必要でございますから。

小泉総理も恐らくいろいろやりたいことがたくさんありでしようけれども、総理大臣として手をつけていくとなると、それなりの手順やみんなと協議するということも必要だということであらうかと思ひますので、改革断行したいという気持ちは大変強いし、できるところからやつていこうという考えもしっかりと持つていらつしやいますので、必ず理解していただけたらと思っております。

○福島瑞穂君 世論調査のことなんです、世論調査は前と同じくやつた方が統計的価値があるというのには実によくわかるのですが、世論調査の質問の立て方でやはりちよつと変えてほしいという部分があります。

例えば、一例を挙げますと、婚外子、両親が結婚届を出さないで生まれてきた子供である婚外子

の問題に関して、正式な夫婦となる届け出をしないというふうには、正式な結婚というふうには質問項目で書かれております。正式な結婚と正式でないという言い方そのものは非常に問題があると思います。すし、一つの価値観が含まれていると思います。

質問項目、さつき大臣は、夫婦別姓選択制というのはいまだにわかりにくい言葉だと。例えば、別姓も選べるという普通の人にはわかりやすいと思うんですが、質問項目の微妙な立て方によって非常に結果が変わってくると思います。すし、正式な結婚と正式でない結婚という言い方はもうおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 質問の立て方についてはいろいろ工夫の余地があるかと思いますが、しかし意味が違ってしまうような内容になると前と比べることができませんので、そこはよほど慎重に検討しなければいけないと思います。調査をされる当該機関によくお話ししてお願いしたいと思います。

○福島瑞穂君 きょうは本場に前向きな答弁ありがとうございました。国会も夫婦別姓がみんなの当事者の問題として議論できるようになったことは本場によかったというふうに思っています。

立法不作為が問題になっているわけですから、私はやっぱりこの立法不作為、犠牲者が始まっていて、もし破談になったらそれが責任とつてくれるんだとは言いませんけれども、やはり結婚はしたいんだけれども名前を変えたくないというこの問題を当事者たちが抱えている。もう自分は結婚しないにもかかわらず、そんなのは家族が壊れるとか言うのは余りにもおかしいのではないかと、うふうに本場に思っています。

ですから、大臣は極めて前向きなので、法務省とそしてぜひ男性の国会議員が女性の味方で頑張ってくださいというように強くお訴えしたいと思います。

私は、実は十年間他の弁護士と一緒に、国立大学の教授が通称を認めてほしいと。彼女は大学院時代に結婚をして、夫も研究者でした。彼女は名

前を変えて、私立大学ではいわゆる旧姓が使えたのですが、国立大学に助教として入った途端に名前が使えなくなり、職員録もデータベースも講義もシラバスも科研究費も、今、科研究費は変わっておりませんが、そういうものが全部使えなくなりました。十年間裁判をやって、和解で物すごい数の名前を、戸籍名が使えなくなる部分、通称が使えなくなる部分、通称括弧戸籍名が使えなくなる部分、戸籍名括弧通称の部分と全部割り振っていくのに二年ぐらいいかかりました。それはもう名前というのはあらゆる局面で使うので、本場にそういう苦労を、ハンセン氏病の方たちとは比べ物にはならないかもしれませんが、具体的に日々名前が使えますから、苦労しているということをぜひ知っていただきたいと思っています。

では、次に司法制度改革の敗訴者負担の問題についてお聞きをしたいと思っています。

今、司法制度改革審議会で議論しておりますが、中の問題で一番私は問題だと思う一つは敗訴者負担の問題です。これは今どういう状況でしょうか。○政府参考人(房村精一君) 委員おっしゃっておりますが、敗訴者負担制度につきましても、現在、司法制度改革審議会において議論が進められております。

司法制度改革審議会の中間報告においては、勝訴しても自己の弁護士費用を負担しなければならぬために訴訟に踏み切らなかった当事者にとつて訴訟が利用しやすいものになるということなどから、基本的に導入する方向で検討されているというところで、現在そういう基本的方向を示した上で、中間報告におきましては、敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれがある一定種類の訴訟はその例外とすべきであり、例外とすべき訴訟の範囲及び例外的取り扱いのあり方等について検討すべきであるとされております。

なお、現在、最終報告に向けてこの敗訴者負担制度についてもさらに議論が尽くされていると承知しております。

○福島瑞穂君 日本弁護士連合会やさまざまな商

議団体、さまざまなNGOは反対の意思を表示しておりますが、反対の意見はどれぐらい来ておりますか。

○政府参考人(房村精一君) 司法制度改革審議会事務局あてにこの敗訴者負担の問題についてさまざまな意見が寄せられている。特に、訴訟を萎縮させるという点から慎重に考えてほしいという種々の意見が寄せられているということは何一つおろませんが、具体的な数等についてはちよつと承知しておりません。

○福島瑞穂君 裁判は起こすときは負けるか勝つかわからないわけですね。当たり前ですが、絶対に勝つ裁判というのはわからないわけですね、そうしますと、例えば弁護士費用を負担したときに、負けた場合には相手方の弁護士費用も持たなくては行けません。となると、一般の人、普通の人、お金の余裕がなければ、裁判を起こすと自己破産まではいかないかもしれませんが非常に多額の負債を抱え込むというところでちよつと承知していると思いますが、いかがですか。

○政府参考人(房村精一君) この敗訴者負担の考え方としては、基本的に訴訟に勝てば自分が払った弁護士費用を相手方に負担してもらえ、逆に、負ければ相手方が払った弁護士費用を自分が負担しなければならぬということですが、もちろん負けた場合に相手方の払った弁護士費用を負担しなければいけないということを懸念する場合に訴訟を起こすことにちよつと承知することになります。また逆に、自分が払った弁護士費用についても勝訴した場合には相手方に負担してもらい、相手方から取れるということになれば弁護士費用の心配をすることなく訴訟を起こすという方向に働く可能性もあるわけでありまして、そこところは一概にどちらに、萎縮するの促進するのかわからないという点では双方の効果があり得るということではないかと思っております。

○福島瑞穂君 いや、裁判を起こすときは勝つか負けるかわからないわけですから、例えば労働事

件やセクシュアルハラスメントの裁判などだと、例えば起こす時点で勝つかどうかかわからないわけですから、敗訴者負担で痛まないのはお金の心配をしなくてもいい行政か大企業だと思えます。

負けたときにお金の負担があるということが提起を非常に萎縮させるというふうな思いですが、最高裁は以前、林委員が質問したときに、乱訴のおそれがある場合などがあるのではないかという旨、話をされたと思いますが、乱訴のおそれ、乱訴というのはどういう場合を乱訴とおっしゃるのでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者 千葉勝美君) 乱訴の点でございませうけれども、意味が一義的に明らかにはないわけでもございませうが、判例等によりまして、例えば原告の主張する権利または法律関係が事実的、法律的な根拠を欠くものであり、かつ原告がそのことを知りながらあえて訴訟を提起する、そういう場合とか、同じ根拠を欠くにもかかわらず、原告が不法、不当な目的に基づいて訴訟を提起するような場合、あるいは一つの紛争について裁判所の公権的な判断が既に示されているにもかかわらず、不当な目的で訴訟を繰り返して提起して訴訟の蒸し返しをするような場合などのように、実質的に見まして正当な権利行使とは言えないような訴訟提起、これを乱訴と言うというふうに一般に解されているのではないかと承知しております。

○福島瑞穂君 不法に、例えば証拠を偽造したり非常な問題がある場合は不法行為として判決を出すときに弁護士費用を、ひどいケースなどの場合は弁護士費用を慰謝料の中、損害賠償請求の中に入れて判決を出すということは現在も可能なわけですね。

今の最高裁の意見ですと、非常に危惧を感じるの、例えば私は最高裁で婚外子の差別撤廃の裁判は全部今のところ負けております。もう確定している判決はたくさんあるわけですね。そうしますと、確定した判決があったら、今度、婚外子差別撤廃の裁判を国に対して起こしたら、それは乱

学校一年のときにこの映画を見た記憶があるんです。

実は、この本はいわばハンセン病患者を収容する話なんです。ですから、患者さんにとってはこれは大変問題の本だと思えますが、批判もありましようが、それなりにそのときの状況がわかるわけでございます。実は、この本の内容は、小島、いわゆる愛生園にあれば春になる、そのまま暮らしていたら秋あるいは冬だと、こういう意味の本でございます。この本の半分は土佐の秋という、土佐というのは高知県の秋という、そして後半が小島の春となっております。

このページの中に、私がなぜこのことにこだわるかという、実は私の生まれた場所のこと、強制収容のプロセスが書いてあるんです。ちょっとそのところを簡単に読ませていただきますと、「十五歳の少年は三崎という西南の海辺の村からお父さんに連れられて八日の正午に家を出て、夜中の十二時まで歩き通してやつと中村署に着き、これは四万十川のある中村市なんです、中村署というのは中村警察署です。『その晩は署に泊められた。』と、こういう形で収容されるわけなんです。

実は、私はこの三崎の生まれで、この判決が起ったときに私は知らされたんですが、私の先祖もそういう病気をしていたと。私の父が明治四十一年の終わりごろ医者になるわけですが、それはおじいさんの遺言でハンセン病を治療しろということとで明治の終わりごろから開業しまして、死んだのが昭和四十六年ですから、ちょうどらい予防法の中で生きていたわけなんです。

私は、おやじの辞世の俳句に、「往診や 月のこの道 五十年」という俳句がありまして、「月のこの道」という意味がわからないんです。この判決でいろいろ考えてやつとわかったんです。時々、子供のころ聞かされていた話なんです、要するに収容を手伝ったり、収容されないように抵抗したり、そういう悩みの中にあったようなんですが、余り病状が出ていないハンセン病患者はそれは行

きたくないわけですから、そういうところに医者が往診に行くときに夜行ったというんです。ですから、「月のこの道」というのはやっぱりハンセン病患者のところへ往診に行くときの話だということだと思えますが、生きてきたというの判断で月の道でなくなった、太陽の道になったというふうには僕は理解して非常にこだわっているわけなんです。

実は、私も国会職員として三十三年いまして、そして国会議員として九年いるわけですが、立法の不作為、個人的にもあるいは公人的にも一番その責任を感じなきゃいかぬのがこの私だと個人的に思っております。実にその方たちに相済まなかったというのを、きょうは、国会がなかなかそういう話を進めませんものから、とりあえず個人として、会議録に載るように、まことに申しわけありませんでしたという、ハンセン病患者だった方あるいは御家族の方におわびを申し上げたいと思います。

この次は、ちょっと政府の措置が非常にまずかった話に移りたいと思いますが、それは例の金正男さんと見られる人物の入国、出国の問題でございます。

大臣、数日間の事情聴取をした後、国外退去処分を決定されたわけですが、これは大臣の責任で、大臣の判断で決められたと思えますが、小泉総理の判断はこれに入っているでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) これは御存じのとおり偽造旅券を行使した不法入国事案でございます。退去強制事由に当たりますので、入管法の規定に従って手続を進めて本人らを中国に向けて送還したものでございます。

この案件の処理に当たりましては、内閣官房関係者など関係省庁との情報交換及び協議を行いまして、進行中の退去強制手続を進めるという法務省の当面の方針が確認されまして、それを受けて、外務省が外交チャンネルを通じて送還先となる中国側と受け入れの手続、打ち合わせを行い、内閣

官房長官もこの方針を了承されたわけでございます。

私は、この報告を入国管理局から受けまして、法務大臣として当初の方針どおり退去強制手続を進めていくということを終了決定いたしました。この方針は官房長官から総理大臣にも報告され、総理大臣も了承されたことと承知しております。

○平野貞夫君 総理大臣が了承されたということは、総理大臣の判断という責任もそこにかぶさる、こういうふうには認識します。

これは入管局長がいいでしょうか。

この人物が日本に入国するという事前情報というのはいったんではいいでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) お答えいたします。

金正男氏と見られる人物が日本に入国するという事前情報があったかというお尋ねでございますけれども、私どもはその事前情報は入手しておりません。

○平野貞夫君 公安調査庁長官、この日、JALの七二二便が成田に到着する直前、公安関係者それから千葉県警の警備担当者、相当の人が空港に異常に集まってきたという報道がありますし、それをまた見た人から聞いたんですが、公安調査庁としては事前の情報は収集されていなかったか。

○政府参考人(書上由紀夫君) お答え申し上げます。

個別の事柄に関する情報の有無、入手の有無等につきましては、これを明らかにいたしますと、私も公安調査庁の今後の業務の遂行にも支障を及ぼすという面もございますので、従前と同様に答弁は差し控えていただきたいと思います。

○平野貞夫君 大変立派な答弁でございます。それだけ答弁してもらえれば実態はわかります。要するに、知っていたと私は推定いたします。

きょうあたり、毎日新聞がその特集を組んでやっていますね。ですから、私も党の幹部から余り厳しい質問をするなど言われていますけれども、これはやはり日本の治安、公安の基本だと思いますので取り上げるわけですが、入管局長、偽

造旅券を所持していたということでしよう、その方は。そして、過去数回、大臣も三回入国という、その人かどうかはわからぬけれども、その旅券です。当然、犯罪の容疑があるという前提で事情聴取が行われなければならないと思いますが、そういう対応で事情聴取されましたか。

○政府参考人(中尾巧君) 本件、その男性の偽造旅券でありますけれども、これは身分事項欄のページが全ページ差し替えられているものでございます。したがって、その差し替えられた時期がいつなのかということが確定、私どもの方ではできませんので、旅券上に過去三回の入出国の証印がありましてその差し替えられた時期がどこに挟むかということもわかりません。したがって、当該旅券を一体だれが所持して入国したのかどうかはつきり申し上げますと確定、確認できないわけでありまして、過去にもそういう偽造旅券で退去強制手続をとった案件につきましては、そのあたりのことは私どもの方の退去強制の関係からいたしますと、その辺までの調査は及んでいないと。それだけの余力もないし、捜査官でもございませんので、そういう形で今回の場合にもその限りの確認だけをしておる次第でございます。

○平野貞夫君 わかりました。

その報道によりますと、大量の円札とドル札を持っていたことですが、これが事実とすれば、当然かの国ですから、それがせれか本物かということが非常に重要な問題になると思えますが、そういうチェックはしましたか。

○政府参考人(中尾巧君) 報道では大量の円札とかドル札というお話なんです、実際のところ金額を申し上げるのは差し控えたいと思うんですが、そんなに大量の円札とかドル札ではないという感じを、私どももいたしましては四人が休暇という旅行目的で我が国に七日間いる場合にふさわしい金額かどうかという観点から申し上げましたら、そんなに極めて多いとかというほどでもない

という感じでごさいましたものですから、特にその辺のところのせれかかどうかのチェックはしておりません。

○平野貞夫君 チェックしなかったということですね。わかりました。

それから、きょうの毎日新聞の報道によりますと、五月二日ですか、一日に入国しているわけですから、次の日ですね、田中外務大臣はマスコミに知られないように隠密裏に追っ払え、退去してもらえと。いわゆる、そういう日本に入つた事実がないんだというふうにしるという指示を外務省の幹部にしたというふうなことを外務省の幹部が証言したという記事があるんですが、そのことについては法務省は掌握していますか。

○政府参考人(中尾巧君) その辺のところは承知しております。

○平野貞夫君 あなた、外務省から出向していると思いますけれども、そういう連絡は全くないわけですね。

○政府参考人(中尾巧君) 私は、前任が神奈川県警の検事正でございまして、最近には検事が局長をやっておりますので。

○平野貞夫君 わかりました。大変失礼しました。

公安調査庁の長官、国外退去後、少し報道は減るかと思つたらだんだんだんだんいろんな報道がされておるんですが、訪日の目的が、例えば北朝鮮兵器の輸出や代金の回収であつたとか、それから日本の某国議員と会つていろいろ取引をする約束があつたとか、そういうような報道がずっと今月中なされておるんですが、その辺のことについては知つていたか知らないかというやばな質問はしませんが、そういう報道に基づいて、そういうことがあつたかどうかという調査は公安調査庁としてなされていきますか。そういう情報、報道されていきますからね。それは無関心じゃあり得ないと思ふんですよ、その点は。

○政府参考人(書上由紀夫君) お答え申し上げます。この点もまことに恐縮なものでございますが、私

どもがどういふことに關心を持つてどういふ調査を進めようとしておるかということ、先ほどの情報の問題と同様に、今後の私どもの業務の遂行上、支障が生じるということも十分考えられますので、この点についても答弁は差し控えていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○平野貞夫君 そうすると、こういう報道に、けさの毎日新聞なんかは非常に詳しく追跡しているんですが、關心はあるんですか、ないんですか。

○政府参考人(書上由紀夫君) 關心がないと言え

ばうそにならうかと思ひます。

○平野貞夫君 結構でございます。それでもう十分でございます。

それと、これは答えられるんじゃないかと思うんですが、これは報道でございますが、これは公安関係者の話ということで報道されておるんですが、この人物はシンガポールの前にオーストラリア、その前にも北朝鮮以外の別の国にいたと、要するに世界旅行をしていたと。各国の情報機関はこの人物を追跡しており、泳がせており、日本の入管で拘束された時点でこの人物のウオッチ、金正男と見られる男のウオッチは終わったと。要するに、日本が刑事告発せずに国外退去処分にしたことによつて日本には何の情報も入らずに各国だけが貴重な情報を入手したことになるということ、この報道についてどういふ感想をお持ちでございますか。

○政府参考人(書上由紀夫君) 委員が御指摘のよう報道がなされていることは重々承知しておりますが、おっしゃつたような見方も考えられないではありませんけれども、また別の見方もあり得るのではないかと、率直に言ひまして、果たして世界各国のそういった機関がどういふふうに見ているかという評価の点はちよつと私どもで判断つきかねるわけでございます。

○平野貞夫君 それでは、この金正男と見られる人物じゃなくて、実際の金正男さんという北朝鮮

の人物は公安調査庁としてどういふふう、北朝鮮の中での地位とかあるいは役割をどういふふう理解されているでしょうか。

○政府参考人(書上由紀夫君) これも委員御案内のとおりでございます。あのお国は大変わかりにくいお国でございます。

私どもが一般的に承知しておりますのは、金正男氏という方につきまして、金正日総書記の長男に金正男という人物がいるということ、あるいはこの金正男氏について朝鮮労働党中央委員会組織指導部の幹部であるとか、あるいはIT事業関係の責任者を務めていると。さらには、金正日総書記の将来の後継候補と目されているといった情報、報道あるいは研究者の著作物等からそういった情報が伝えられているということは十分承知しているのでございますけれども、何せ先ほど言つたようなこととございまして、果たしてこれらが真実なのかどうなのかということについては確たる確証がでないという状況であらうかということとでございます。

○平野貞夫君 これで最後にしますが、この種の出来事というのはこれからは何度もあるんじゃないかと思ひます。過ぎたことをこれ以上批判しませんが、あのような措置ではやはり日本の本當の公安あるいは秩序が保てるかどうかというのは非常に疑問だと思ひます。それは、大臣もこの問題に当たつていろいろ板挟みになつたと思ひますが、どうかひとつこれを反省のもとにして、適切な措置だつたと言わざるを得ないと思ひますが、政府の方は。私は適切な措置じゃなくて最も誤つた措置だと思ひているんですが、どうかひとつ国益を守るためにも、特に北朝鮮という国、これは健全な国家になつてもらいたいのでございませうけれども、そうでない面がありますので、公安調査庁長官もわかり、しっかりとひとつ職務に奮闘されんことをお願いして、終わります。

○委員長(日笠勝之君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(日笠勝之君) 刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) 刑法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

クレジットカード、プリペイドカードなど、コンピュータ処理のための電磁的記録を不可欠の構成要素とする支払い用カードは広く国民の間に普及し、今日では通貨、有価証券に準ずる社会的機能を有するに至つておりますが、近時、これら支払い用カードの電磁的記録の情報を不正に取得してカードを偽造するなどの犯罪が急増しており、国際的な規模で、また組織的に敢行されることも少なくない現状にあります。

ところが、現行法上、このような偽造カードの所持やカードの電磁的記録の情報の不正取得などの行為が犯罪化されておらず、この事犯に対し適切な処罰を行うことが困難な状況にあるほか、その現に果たしている社会的機能の共通性にもかかわらず、適用される条項はカードの種類によつて区々であり、その内容も有価証券等に関する罰則との均衡を欠くに至つておるなど、これら支払い用カードに対する不正行為に的確に対応できる法整備が必要となつております。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、支払い用カードに対する社会的信頼を確保するため、刑法を改正し、所要の罰則整備を行うものとしてあります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、クレジットカードなど、代金または料金の支払い用のカードを構成する電磁的記録を不正に作出し、供用し、譲り渡し、貸し渡し、輸入し、または所持する行為を処罰するものであります。法定刑は、不正作出、供用、譲り渡し、貸し渡し及び輸入については十年以下の懲役または百万円以下の罰金、所持については五年以下の懲役または五十万円以下の罰金としております。

請願者 和歌山県橋本市御幸辻五九ノ四
河西献二 外三百八十三名

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三三三九号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 大阪府八尾市西山本町三ノ一ノ四

二 小松久 外三百八十三名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三三六号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 横濱市西区戸部本町一五ノ二 角

早見 外三百八十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三三七号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 高知市大谷公園町一ノ五 後藤

田浩 外三百八十三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三三八号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 長野県諏訪市大和三ノ一九ノ二二

沖健児 外三百八十三名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三三九号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 和歌山市市小路一九六ノ一 松沢

厚 外三百八十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四〇号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市笠原町一、二一〇ノ

二 富樫武 外三百八十三名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四一号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 新潟市山田二、六九四ノ七 宮路

恭雄 外三百八十三名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四二号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町二、二七四ノ

五〇 野坂康子 外三百八十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四三号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 さいたま市北袋町一ノ一九〇ノ二

大熊義行 外三百八十三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四四号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 香川県善通寺市善通寺町一、〇九

五ノ二 内田知子 外三百八十三

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四五号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 宮崎県延岡市大瀬町三ノ五ノ一

一 隈本陽子 外四百一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四六号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 香川県高松市一宮町八四七ノ一〇

井上昭 外三百八十三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四七号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 高知市百石町一ノ六ノ二三 竹田

教久 外三百八十三名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四八号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 大阪府西成区千本中一ノ一〇ノ二

八 野津庸二 外三百八十三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三四九号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

制定に関する請願

請願者 長野市西尾張部二九〇ノ二ノ七〇

四 佐藤光雄 外三百八十三名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三五〇号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 新潟県佐渡郡佐和田町大字中原六

四一ノ一 山際博 外三百八十三

名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三五一号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 大阪府堺市上野芝向ヶ丘町二ノ一

五ノ七六 横山篤夫 外三百七十

三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三五二号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡巻町大字越前浜

四、九〇〇 山下治喜 外三百八

十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一三五三号 平成十三年五月十日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法
制定に関する請願

請願者 長野市若槻団地一ノ四二二 井沢

永美 外三百八十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一一五号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八章 有価証券偽造の罪（第六百六十二條・第六百六十三條）」を「第十八章 有価証券偽造の罪（第六百六十二條・第六百六十三條）」に改める。

第二條中第七号を第八号とし、第六号の次の一号を加える。

七 第六百六十三條の二から第六百六十三條の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

第二編第十八章の次に次の一章を加える。

第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪

（支払用カード電磁的記録不正作出等）

第六百六十三條の二 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であつて、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作つた者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作つた者も、同様とする。

2 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。

3 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構

成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。

（不正電磁的記録カード所持）

第六百六十三條の三 前条第一項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（支払用カード電磁的記録不正作出準備）

第六百六十三條の四 第六百六十三條の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

2 不正に取得された第六百六十三條の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。

3 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。

（未遂罪）

第六百六十三條の五 第六百六十三條の二及び前条第一項の罪の未遂は、罰する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（関税込率法の一部改正）

2 関税込率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項第三号中「模造品」の下に

「並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をその構成部分とするカード」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に

関する法律（平成十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 刑法第六百六十三條の二から第六百六十三條の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪